

令和4年度 かつらぎ町自分ごと化会議(事業仕分け)

日時 令和4年12月3日(土) 9時00分～17時00分

場所 かつらぎ総合文化会館 大ホール
(かつらぎ町大字丁ノ町2454番地)



ご参加のみなさまへ
(会場内でのお願い)

- 会議中は、お静かにお願いします。
- 携帯電話は、マナーモードにするか、電源をお切りください。
- 会場内への出入り、席の移動は自由ですが、進行の妨げにならないようにお願いします。
- 傍聴者の意思を表明するもの(ノボリ、旗、プラカード、横断幕など)は持ち込まないでください。
- 食事は、ご遠慮ください。
- 報道関係者が取材に入ることがありますので、予めご了承ください。
- 会議の様様をインターネット中継しますので、予めご了承ください。
- マスク着用及び手指消毒にご協力ください。
- その他、進行を妨げる行為はしないでください。

※これらの事項を守っていただけない場合やコーディネーターや事務局の指示に従っていただけない場合は、退場していただくことがあります。

※今回の判定結果が、町の最終判断となるものではありません。

判定結果や議論の内容を踏まえ、事業の見直しの参考とします。

今後の業務運営の参考とさせていただきますので、アンケートにご協力ください。

目次

実施概要		1
タイムスケジュール		3
コーディネーター・仕分け人名簿		4
事業シートの見方		5
評価シートの様式		7

【別添資料】

令和4年度かつらぎ町自分ごと化会議(事業仕分け)【12月3日(土)】

実施概要

1. 趣旨

予算の効率的・効果的な執行を図ることを目的として、町が行う事業のあり方を有識者等が公開の場で議論し、官民協働で事業の見直しを進める「自分ごと化会議」を実施する。町民判定人には事業見直しの必要性などを評価いただき、その結果を参考に事業のあり方を検討していく。

2. 対象事業

【事業数】

6事業

(「コミュニティバス運行事業」「高齢者サロン事業」「老人クラブ活動補助金助成事業」「起業支援事業」「農林業基盤整備単独事業」「図書館業務」)

【選定基準】

令和4年度に実施する事業のうち、次のいずれかに該当するものから選定

- ① 町の裁量で実施している事業
- ② 社会情勢の変化に即しているか検討する必要があるもの
- ③ 国や県との役割分担を検討する必要があるもの
- ④ 民間委託の導入を検討する必要があるもの
- ⑤ 事業効果について検討する必要があるもの

3. 実施体制

- ① **論点整理** コーディネーター1名(一般社団法人構想日本)
- ② **仕分け人** 4名(一般社団法人構想日本派遣)
- ③ **町民判定人** 30名
- ④ **説明者** 事業担当課(町職員:課長、課長補佐、係長、事務担当等)

4. 町民判定人

(1) 役割

- ① 仕分け人の判定とともに、町民視点での判定をしていただく。随時、「評価シート」の特記事項欄へ記入。仕分け人から説明者への質問、議論の後半で町民判定人が評価に必要な質問をすることも可能。
- ② 町民判定人から議論に対する意見や感想、仕分け人の評価に対してコメントを述べる。

(2) 選出方法

無作為抽出した16歳から80歳までの町民1,000名の方の中から参加者を募り選出。

5. 議論の流れ

- ① 説明者による事業シート及び補足資料の説明
▼
- ② 仕分け人による質疑応答及び説明者との議論
▼
- ③ 仕分け人、町民判定人の判定
▼
- ④ 判定結果の集計、発表
▼
- ⑤ 町民判定人との意見交換

6. 判定区分

仕分け人及び町民判定人は、各事業の評価を次の区分により行います。

区分	内容
(1) 不要・凍結	・ 税金は使わない(事業の廃止) ・ 税金を使って実施する必要があるのかゼロ ースで見直し(事業の一時凍結)
(2) 国・県・広域	・ 事業は必要だと思うが、町がやるべきでは ない。 ・ 国、県、広域で実施したほうが効果的
(3) かつらぎ町(要改善)	・ 町が実施すべきだが、改善が必要である。
(4) かつらぎ町(現行通り・拡充)	・ 引き続き、町が実施すべき。 ・ もっと重点的に取り組む必要がある。

7. 情報発信

会議の様子はインターネット中継を行う。また、撮影した映像は、後日、町ホームページで配信予定。

8. 評価結果の活用等

- (1) 事業仕分けにおける指摘事項は、可能なものから事務改善や予算に反映するとともに、事後のフォローアップを行う。
- (2) 議論をもとに、共通する課題の視点から各担当課において自己点検し、事務改善に活かすものとする。
- (3) 事業仕分けの結果及び指摘事項の反映や活用方針は、適宜、公表し、情報発信に努める。

タイムスケジュール

■12月3日(土)

時間	事業名	担当課
8:40～	受付開始	
9:00～ 9:30(30 分)	開会式	
9:30～10:30(60 分)	①コミュニティバス運行事業	総務課
10:30～10:40(10 分)	休憩	
10:40～12:10(90 分)	②高齢者サロン事業 ③老人クラブ活動補助金助成事業	健康推進課
12:10～13:10(60 分)	昼食休憩	
13:10～14:10(60 分)	④起業支援事業	産業観光課
14:10～14:20(10 分)	休憩	
14:20～15:20(60 分)	⑤農林業基盤整備単独事業	建設課
15:20～15:30(10 分)	休憩	
15:30～16:30(60 分)	⑥図書館業務	生涯学習課
16:30～17:00(30 分)	閉会式	

※タイムスケジュールの時間は議事の進行状況により前後する場合があります。

コーディネーター・仕分け人名簿

■コーディネーター	
いとう しん 伊藤 伸 氏	一般社団法人構想日本 総括ディレクター(理事)
■仕分け人	
ひが あゆみ 比嘉 亜弓 氏	味の素株式会社 DX 推進部 先進 IT グループ長
なんり あすか 南里 明日香 氏	富山県地方創生局長
なかいずみ たくや 中 泉 拓也 氏	関東学院大学 経済学部 教授
ばん ゆきとし 伴 幸俊 氏	公益財団法人 豊田地域医療センター 理事・事務局長

事業シートの見方(オモテ)

事業番号1				2022 年度				
事業シート (概要説明書)								
予算事業名		☆対象事業名		事業開始年度		☆事業の開始年度		
上位施策事業名		☆施策名を記載		担当局・部名		☆対象事業を担当する課室名を記載		
根拠法令等		☆事業実施の根拠となる法令、条例、規則等を記載		担当課・係名				
事務区分		☐ 自治事務 ☐ 法定受託事務		作成責任者				
実施の背景		☆この事業がなぜ必要なのか、その理由、背景を記載						
目的 (何のために)		☆この事業は何のためにやっているのか、その目的(ねらい)を記載						
事業概要	対象 (誰・何を対象に)	☆この事業が対象にしている人、団体、ものなどを記載			対象者数 (全住民に対する割合)			
					人 () %)			
	実施方法	☐ 直営 ☐ 業務委託 又は ☐ 指定管理 (委託先又は指定管理者:) ☐ 補助金〔直接・間接〕 (補助先: 実施主体:) ☐ 貸付 (貸付先:) ☐ その他 ()			☆この事業について、該当する項目にチェックをつけています。			
	事業内容 (手段、手法など)	事業内容 (箇条書き)		事業費		活動指標		
				千円				
				千円				
		☆どんなことを、どのような方法で実施しているかを記載しています。 ☆活動指標はこの事業でしようとしていることを数値化したものです。						
		円						
		千円						
関連事業 (同一目的事業等)		☆この事業と関連する事業がある場合に記載しています。						
コスト			2022 年度 (予算)		2021 年度 (決算見込み)		2020 年度 (決算)	
	事業費合計		☆この事業にかかった事業費を年度別に記載しています。					
	事業費内訳 (2021年度分)		☆この事業に必要なとなった費用の内訳を記載しています。(前年度決算分)					
	人件費	担当正職員 臨時職員等	☆この事業に携わった職員の従事職員人数に、職員の平均人件費を乗じた額を記載。 ☆「人件費合計」: この事業に携わった正職員と会計年度任用職員等に支出した合計額を記載。 ☆「総事業費」: この事業に要した事業費の合計と人件費の合計を総事業費として記載。					
		人件費合計						
総事業費								
財源内訳	国県補助金		☆国・県からの補助金を計上しています。					
	国県補助金の内容		☆国・県からの補助金の名称です。					
	地方債	千円		千円		千円		千円
	その他の財源 (使用料、手数料など)	☆使用料、手数料を計上しています。						
	その他の財源の内容	☆その他の財源の名称です。						
一般財源		☆町が自らの裁量で使用できる財源で、町税、地方譲与税、地方交付税などです。						
財源合計		☆この事業に必要な財源内訳の合計額です。						

事業シートの見方(ウラ)

事業実績	活動実績	【活動指標名】（実績値/目標値）	単位	2021 年度	2020 年度	2019 年度
		☆活動実績は、この事業で「何をしたか」を数値化し、年度別に記載しています。		/	/	/
				/	/	/
				/	/	/
	単位当たりコスト	☆活動実績が、どのくらいの経費で行われたのか。その単価を年度別に記載しています。			/	/
事業成果	成果目標 （指標設定理由等）	☆成果指標を設定した際の考え方を記載しています。 ☆この事業を実施することで、目指す成果(目指している状態、得ようとしている成果)を記載しています。				
	成果 （目標達成状況）	【成果指標名】（実績値/目標値）	単位	2021 年度	2020 年度	2019 年度
		☆事業の目標値、目的がどの程度達成されたのか、町が活動した結果、対象者にもたらされた効果、成果を数値化したものを年度別に記載しています。		/	/	/
				/	/	/
事業の自己評価 （今後の事業の方向性、課題等）		☆事業の目的に対し、どのような課題があるのか(あったのか)などについて記載しています。 ☆また、活動実績や成果実績などから、今後の具体的な取り組みの内容、成果とコストに対する今後の考え方や、この事業をどのようにしていきたいかなどを記載しています。				
比較参考値 （他自治体での類似事業の例など）		☆業務内容や経費等が適正かどうか確認するため、他の自治体との比較データなどを記載しています。				
特記事項		☆特に明記すべきことを記載しています。				

評価シートの様式(仕分け人や町民判定人が判定時に使用する様式です。)

評価シート

事業番号

事業名

氏名

行政の関与が必要か？		誰がやるべきか？		手法は適正か？		評価結果		評価理由(例)	
						↓ (1)～(4)のいずれかに「○」をつけてください			
現在の事業		税金を使わない／使うかどうか白紙検討		国・県・広域が実施		(1) 不要・凍結 ・税金は使わない(事業の廃止) ・税金を使って実施する必要があるのか ゼロベースで見直し(事業の一時凍結)		手段が目的化していると思われる 達成手段として不適当 効果なし(薄い)・逆効果 サービス受給者の自助努力・自己負担 行政の役割終了、民間実施 (税投入の必要なし) 他事業との重複 その他	
		税金を使う				(2) 国・県・広域		規模が全国的 全国一律のサービスであるべき 規模が広域的 広域での一律のサービスであるべき 影響が広範囲 その他	
		税金を使う		町が実施		(3) かつらぎ町 (要改善)		事業の手法、内容に改善の余地あり 民間委託の実施・拡大をすべき 指定・管理者制度を導入すべき 入札等における競争性を強化すべき 自主財源確保(受益者負担等)をすべき その他	
				事業内容見直し					
				事業内容見直し		事業内容見直し		(4) かつらぎ町 (現行通り・拡充)	
特記事項(選択の理由、改善内容、その他意見等)									

※多数決が同数となった場合はコーディネーターによる議決を行うが、行政の関与と必要と必要の間(黒い太線の上下)で票が同数になった場合、それぞれの項目下にある票数を足し合わせ、数の大きい方の判定を優先させる。
例) 不要2、再検討1、要改善2 ⇒ 不要と要改善が同数だが、行政の関与と必要と必要で比較した場合、行政の関与と必要が優先され、この場合「不要」が優先される。

令和4年度
かつらぎ町自分ごと化会議(事業仕分け)
【12月3日(土)】

事業 番号	事業名	担当課	ページ 番号
①	コミュニティバス運行事業	総務課	1
②	高齢者サロン事業	健康推進課	11
③	老人クラブ活動補助金助成事業		
④	起業支援事業	産業観光課	35
⑤	農林業基盤整備単独事業	建設課	63
⑥	図書館業務	生涯学習課	69

事業シート（概要説明書）

予算事業名	コミュニティバス運行事業		事業開始年度	平成14年		
上位施策事業名	コミュニティバス運行事業		担当局・部名			
根拠法令等	道路運送法 かつらぎ町補助金等交付規則 かつらぎ町コミュニティバス運営委員会設置要綱		担当課・係名	総務課・総務係		
事務区分	■自治事務 □法定受託事務		作成責任者	堀内 尚毅		
実施の背景	本町のコミュニティバスは、通学を目的として平成14年度から運行を開始し、平成22年度から小学校等の統廃合に伴うスクールバスの本格運行が開始しましたので、通学という目的から高齢者など交通弱者のための日常生活の移動手段として利用されています。しかし、近年の人口減少により利用者が減少傾向にあり、空車で運行が目立つようになりました。そこで、利便性の向上と効率的な運行を行うため、コミュニティバスのコース及びダイヤを再編し、令和3年度から新ダイヤで運行しています。また、再編によるコミュニティバスのコースを補うための目的で、デマンド型乗合タクシー5ルートを導入し、同年から運行を開始しています。					
目的 (何のために)	公共交通空白地の解消及び高齢者などの交通弱者の買物や通院といった日常生活のための交通手段として運行します。また、利便性の向上と効率的な運行を図るとともに更なる利用促進に努めることで、利用者の増加につなげ持続可能な公共交通ネットワークを構築します。					
事業概要	対 象 (誰・何を対象に)	コミュニティバス及びデマンド型乗合タクシー利用者		対象者数（全住民に対する割合） 16,055 人 (100 %)		
	実施方法	□直営				
		□業務委託 又は □指定管理 (委託先又は指定管理者:)				
		■補助金〔直接〕(補助先: コミュニティバス【和歌山バス那賀(株)】・デマンド型乗合タクシー【(株)有交紀北】実施主体: かつらぎ町)				
	□貸付 (貸付先:) □その他 ()					
	事業内容 (手段、手法など)	事業内容（箇条書き）		事業費		活動指標
		コミュニティバスの運行 ①新城花園コース(4往復8便) 毎日運行(12/31～1/3連休) ②天野コース(5往復10便) 毎日運行(12/31～1/3連休) ③通院コース(5往復10便) 月～土曜日運行(日祝、12/31～1/3連休) デマンド型乗合タクシーの運行(予約時のみ) ①四郷ルート(3往復6便) ②笠田西部ルート(3往復6便) ③河南西ルート(3往復6便) ④河南東ルート(3往復6便) ⑤妙寺ルート(3往復6便) 各ルート月～金曜日運行(土日祝、12/31～1/3連休)		23,176 千円		事業内容通りの運行
関連事業 (同一目的事業等)	スクールバス運行事業、障害者外出支援事業					
コスト	2022 年度（予算）		2021 年度(決算見込み)		2020 年度(決算)	2019 年度(決算)
	事業費合計	32,076 千円	31,091 千円	31,547 千円	32,096 千円	
	事業費内訳 (2021年度分)	コミュニティバス: 21,734千円 デマンド型乗合タクシー: 9,357千円 運行経費から運賃収入を差し引いた金額を補助している				
	人件費	担当正職員	0.1 人 779 千円	0.1 人 779 千円	0.1 人 769 千円	0.1 人 788 千円
		臨時職員等	人 千円	人 千円	人 千円	人 千円
人件費合計	0.1 人 779 千円	0.1 人 779 千円	0.1 人 769 千円	0.1 人 788 千円		
総事業費	32,855 千円	31,870 千円	32,316 千円	32,884 千円		

事業シート（概要説明書）

予算事業名		コミュニティバス運行事業				事業開始年度		平成14年	
財源 内訳	国県補助金		千円		千円		千円		千円
		国県補助金の内容							
	地方債		千円		千円		千円		千円
		その他の財源（使用料、手数料など）							
	一般財源		千円		千円		千円		千円
		その他の財源の内容							
財源合計	32,855	千円	31,870	千円	32,316	千円	32,884	千円	
事業 実績	活動実績	【活動指標名】（実績値/目標値）		単位	2021 年度	2020 年度	2019 年度		
		コミュニティバスの運行本数		本	8256/8,268	16,590/16,606	16,642/16,652		
		デマンド型乗合タクシーの運行日数		日	244/244	/	/		
					/	/	/		
					/	/	/		
	単位当たりコスト		/						
事業 成果	成果目標 （指標設定理由等）	利便性の向上を図り、利用者数の増加を目指す							
	成果 （目標達成状況）	【成果指標名】（実績値/目標値）		単位	2021 年度	2020 年度	2019 年度		
		コミュニティバス利用者数		人	9,216/20,000	14,304/20,000	19,216/20,000		
		デマンド型乗合タクシー利用者数		人	1,647/4,000	/	/		
					/	/	/		
事業の自己評価 （今後の事業の方向性、課題等）	コミュニティバス及びデマンド型乗合タクシーの利用者がコロナ禍という事もあり、利用者数が激減しました。令和3年度からデマンド型乗合タクシーを導入しており、利用状況の分析を行う必要があります。今後、利用状況や利用者の意見を取り入れ、再編等も考慮し、利便性の向上を図ります。								
比較参考値 （他自治体での類似事業の例など）	九度山町：シルバータクシーチケット（地域別に対象者に一部助成）								
特記事項	コミュニティバス及びデマンド型乗合タクシー時刻表（資料①） 関連事業（資料②） コミュニティバス乗客数集計表（資料③） デマンド型乗合タクシー乗客数集計表（資料④） コミュニティバス（小型ノンステップバス2台・予備：ハイエースワゴン車1台） デマンド型乗合タクシー（タクシー車両3台） 財源の一般財源（運行補助金の80%が特別交付税の対象）								

委託・指定管理・補助 対象団体シート（概要説明書）

予算事業名	コミュニティバス運行補助金		事業開始年度	平成14年
団体名	和歌山バス那賀株式会社			
団体への支出根拠 (選定経過等、支出先の妥当性)	公共交通の一部として、国道24号線及び国道480号線の路線バスの運行を行っておりました。その後、路線バスが廃線となったため、運行に関する協定書を結び、コミュニティバスの運行事業補助を行っています。			
当該事業の団体における収支状況	収入		支出	
	国からの財政支出金	千円	人件費	14,825 千円
	県からの財政支出金	千円	燃料油脂費	5,484 千円
	市町村からの財政支出金	千円	車両費	2,939 千円
	委託料・指定管理料	千円	保険費	338 千円
	補助金	23,176 千円	公課費	90 千円
	その他	千円	その他費用(ダイヤ改正)	700 千円
	その他 (運賃収入)	1,200 千円		千円
	総計	24,376 千円	総計	24,376 千円

※委託料は設計ベースのため、収入と一致しない場合あり。

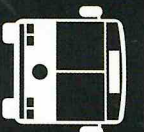
団体概要	一般乗合旅客自動車運送事業										
	資本金		50,000 千円	役職員	(単位:人)	常勤	うち (出向／OB)	非常勤	うち (出向／OB)	監事	うち (出向／OB)
	市出資金		千円		役員	2		2			
	出資比率		%		職員	73	48				
団体全体の収支状況	収入					支出					
	国からの財政支出金			39,375 千円	事業費				135,669 千円		
	県からの財政支出金			5,559 千円	管理費				40,704 千円		
	市町村からの財政支出金			155,648 千円	人件費				187,203 千円		
	委託料・指定管理料			155,648 千円	その他 (営業外費用)				1,673 千円		
	補助金			千円	総計				365,249 千円		
	その他			千円							
	その他 (運賃収入等)			166,544 千円							
特記事項	総計			367,126 千円	収支差				1,877 千円		
	負債総額:303,844千円 資本総額:331,759千円 利益剰余金(もしくは欠損金):198,241千円										
財務諸表URL											

委託・指定管理・補助 対象団体シート (概要説明書)

予算事業名	デマンド交通運行補助金		事業開始年度	令和3年
団体名	株式会社有交紀北			
団体への支出根拠 (選定経過等、支出先の妥当性)	町内業者であり、町内を熟知し、町民も普段から利用していることもあり、運行に関する協定書を結び、デマンド型乗合タクシーの運行事業補助を行っています。			
当該事業の団体における収支状況	収入		支出	
	国からの財政支出金	千円	タクシー車両(3台×245日)	9,702 千円
	県からの財政支出金	千円	【39,600(税込み)/台】	9,702,000円 千円
	市町村からの財政支出金	千円		千円
	委託料・指定管理料	千円		千円
	補助金	8,900 千円		千円
	その他	千円		千円
	その他 (運賃収入)	802 千円		千円
	総計	9,702 千円	総計	9,702 千円

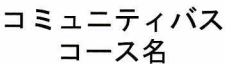
※委託料は設計ベースのため、収入と一致しない場合あり。

団体概要	一般乗用旅客自動車運送事業 一般乗合旅客自動車運送事業 訪問介護事業(介護・福祉タクシー)										
	資本金		10,000 千円	役員 職員	(単位:人)	常勤	うち (出向／OB)	非常勤	うち (出向／OB)	監事	うち (出向／OB)
	市出資金		千円		役員	2		1			
	出資比率		%		職員	15		6			
団体全体の 収支状況	収入					支出					
	国からの財政支出金			千円	事業費					29,540 千円	
	県からの財政支出金			千円	管理費					26,744 千円	
	市町村からの財政支出金			9,356 千円	人件費					60,696 千円	
	委託料・指定管理料			千円	その他 ()					千円	
	補助金			9,356 千円	総計					116,980 千円	
	その他			千円							
	その他 (運賃収入等)			110,537 千円							
特記事項	総計			119,893 千円	収支差					2,913 千円	
	負債総額:87,653千円 資本総額:10,000千円 利益剰余金(もしくは欠損金):▲20,284千円										
財務諸表URL											



かつらぎ町コミュニティバス時刻表

改定



資料①

5

寄贈：かつらぎ町印刷組合

松岡昭文堂・溝端紙工印刷(株)
溝端精巧印刷・森本印刷

かつらぎ町デマンド型乗合タクシー時刻表

事前予約制 ▶ 予約先 (株)有交紀北
 ☎ (0736) 22 - 3333

※第1便は前日予約
 ※第2便以降は1時間前までに予約

令和4年8月21日
 改定

四郷ルート

	第1便	第3便	第5便
大久保	7:50	10:10	13:50
くろみ谷	7:54	10:14	13:54
堀畑	7:56	10:16	13:56
東谷	7:58	10:18	13:58
不動前	7:59	10:19	13:59
折登	8:00	10:20	14:00
四郷	8:02	10:22	14:02
旧駐在所前	8:03	10:23	14:03
上広口	8:04	10:24	14:04
下広口	8:05	10:25	14:05
境谷	8:06	10:26	14:06
北川	8:07	10:27	14:07
めの二峠	8:08	10:28	14:08
山田口	8:09	10:29	14:09
中村	8:10	10:30	14:10
笠田 中	8:11	10:31	14:11
笠田 小学校前	8:12	10:32	14:12
笠田	8:13	10:33	14:13
笠田 駅前	8:15	10:35	14:15
中佐野東	8:17	10:37	14:17
オークワ前	8:18	10:38	14:18
笠田 駅筋	8:19	10:39	14:19
笠田 団地北	8:20	10:40	14:20
笠田 公民館前	8:21	10:41	14:21

笠田西部ルート

	第1便	第3便	第5便
移	7:55	10:20	13:40
高田	8:00	10:25	13:45
背ノ山	8:02	10:27	13:47
背ノ山移口	8:03	10:28	13:48
窪ふるさと館前	8:04	10:29	13:49
萩原	8:05	10:30	13:50
笠田 中北	8:06	10:31	13:51
笠田 中	8:07	10:32	13:52
笠田 小学校前	8:08	10:33	13:53
笠田	8:09	10:34	13:54
笠田 駅前	8:11	10:36	13:56
中佐野東	8:13	10:38	13:58
佐野	8:14	10:39	13:59
県職員住宅前	8:15	10:40	14:00
大谷	8:16	10:41	14:01
大教東	8:17	10:42	14:02
役場前	8:18	10:43	14:03
JAかつらぎ支店前	8:21	10:46	14:06
オークワ前	8:22	10:47	14:07
笠田 駅筋	8:23	10:48	14:08
笠田 団地北	8:24	10:49	14:09
笠田 公民館前	8:25	10:50	14:10

	第2便	第4便	第6便
笠田 公民館前	9:00	11:40	15:00
笠田 団地北	9:01	11:41	15:01
笠田 駅筋	9:02	11:42	15:02
オークワ前	9:03	11:43	15:03
JAかつらぎ支店前	9:04	11:44	15:04
役場前	9:07	11:47	15:07
大教東	9:08	11:48	15:08
大谷	9:09	11:49	15:09
県職員住宅前	9:10	11:50	15:10
佐野	9:11	11:51	15:11
中佐野東	9:12	11:52	15:12
笠田 駅前	9:14	11:54	15:14
笠田	9:16	11:56	15:16
笠田 小学校前	9:17	11:57	15:17
笠田 中	9:18	11:58	15:18
笠田 中北	9:19	11:59	15:19
萩原	9:20	12:00	15:20
窪ふるさと館前	9:21	12:01	15:21
背ノ山移口	9:22	12:02	15:22
背ノ山	9:23	12:03	15:23
高田	9:25	12:05	15:25
移	9:30	12:10	15:30

移～笠田中、笠田駅前～役場、笠田駅筋～笠田公民館はフリー乗降				
移	9:30	12:10	15:30	

河南西ルート

	第1便	第3便	第5便
西渋田西	8:32	11:10	14:30
旧児董館前	8:33	11:11	14:31
渋田団地前	8:34	11:12	14:32
大門口橋南	8:35	11:13	14:33
郵便局前	8:36	11:14	14:34
渋田	8:37	11:15	14:35
河南地域交流センター前	8:40	11:18	14:38
名山	8:41	11:19	14:39
笠田 団地	8:44	11:22	14:42
笠田 駅筋	8:45	11:23	14:43
笠田 駅前	8:47	11:25	14:45
中佐野東	8:49	11:27	14:47
オークワ前	8:50	11:28	14:48
JAかつらぎ支店前	8:51	11:29	14:49
役場前	8:54	11:32	14:52

	第2便	第4便	第6便
役場前	9:45	12:45	16:10
JAかつらぎ支店前	9:48	12:48	16:13
オークワ前	9:49	12:49	16:14
中佐野東	9:50	12:50	16:15
笠田 駅前	9:52	12:52	16:17
笠田 駅筋	9:54	12:54	16:19
笠田 団地	9:55	12:55	16:20
名山	9:58	12:58	16:23
河南地域交流センター前	9:59	12:59	16:24
渋田	10:02	13:02	16:27
郵便局前	10:03	13:03	16:28
大門口橋南	10:04	13:04	16:29
渋田団地前	10:05	13:05	16:30
旧児董館前	10:06	13:06	16:31
西渋田西	10:07	13:07	16:32

西渋田西～中佐野東はフリー乗降				
西渋田西	10:07	13:07	16:32	

河南東ルート

	第1便	第3便	第5便
河南地域交流センター前	8:42	11:20	14:40
平沼田	8:43	11:21	14:41
寺尾	8:45	11:23	14:43
兄井西	8:46	11:24	14:44
兄井	8:48	11:26	14:46
三谷 公民館前	8:50	11:28	14:48
丹生酒殿神社前	8:51	11:29	14:49
教良寺口	8:51	11:29	14:49
三谷 橋北詰	8:52	11:30	14:50
三谷 橋南詰	8:53	11:31	14:51
かつらぎ公園前	8:54	11:32	14:52
役場前	8:57	11:35	14:55
丁の町	8:59	11:37	14:57
若宮前	9:00	11:38	14:58
妙寺駅前	9:01	11:39	14:59
妙寺東	9:02	11:40	15:00
妙寺裁判所前	9:03	11:41	15:01
和医大紀北分院前	9:05	11:43	15:03
伊都消防署前	9:07	11:45	15:05

	第2便	第4便	第6便
伊都消防署前	9:55	12:30	15:55
和医大紀北分院前	9:57	12:32	15:57
妙寺裁判所前	9:59	12:34	15:59
妙寺東	10:00	12:35	16:00
妙寺駅前	10:01	12:36	16:01
若宮前	10:02	12:37	16:02
丁の町	10:03	12:38	16:03
役場前	10:05	12:40	16:05
かつらぎ公園前	10:08	12:43	16:08
三谷 橋北詰	10:09	12:44	16:09
三谷 橋南詰	10:10	12:45	16:10
教良寺口	10:10	12:45	16:10
丹生酒殿神社前	10:11	12:46	16:11
三谷 公民館前	10:12	12:47	16:12
兄井	10:14	12:49	16:14
兄井西	10:16	12:51	16:16
寺尾	10:17	12:52	16:17
平沼田	10:19	12:54	16:19
河南地域交流センター前	10:20	12:55	16:20

河南地域交流センター～役場はフリー乗降				
河南地域交流センター前	10:20	12:55	16:20	

妙寺ルート

	第1便	第3便	第5便
役場前	9:15	11:55	15:15
丁三	9:17	11:57	15:17
市原北	9:19	11:59	15:19
市原	9:20	12:00	15:20
丁ノ町地域交流センター前	9:21	12:01	15:21
妙寺団地前	9:22	12:02	15:22
妙寺中学校東	9:23	12:03	15:23
妙寺小学校前	9:24	12:04	15:24
中飯降 児童館前	9:26	12:06	15:26
中飯降 児童館前	9:27	12:07	15:27
城南	9:28	12:08	15:28
中飯降 地域交流センター前	9:29	12:09	15:29
嵯峨谷	9:31	12:11	15:31
かつらぎ警察署前	9:33	12:13	15:33
和医大紀北分院前	9:35	12:15	15:35
伊都消防署前	9:37	12:17	15:37
妙寺裁判所前	9:39	12:19	15:39
妙寺東	9:40	12:20	15:40
妙寺駅前	9:41	12:21	15:41

	第2便	第4便	第6便
妙寺駅前	10:30	13:10	16:40
妙寺東	10:31	13:11	16:41
妙寺裁判所前	10:32	13:12	16:42
伊都消防署前	10:34	13:14	16:44
和医大紀北分院前	10:36	13:16	16:46
かつらぎ警察署前	10:38	13:18	16:48
嵯峨谷	10:40	13:20	16:50
中飯降 地域交流センター前	10:42	13:22	16:52
城南	10:43	13:23	16:53
中飯降 児童館前	10:44	13:24	16:54
中飯降 駅前	10:45	13:25	16:55
妙寺小学校前	10:47	13:27	16:57
妙寺中学校東	10:48	13:28	16:58
妙寺団地前	10:49	13:29	16:59
丁ノ町地域交流センター前	10:50	13:30	17:00
市原	10:51	13:31	17:01
市原北	10:52	13:32	17:02
丁三	10:54	13:34	17:04
役場前	10:56	13:36	17:06

丁三～嵯峨谷はフリー乗降

	第2便	第4便	第6便
笠田 公民館前	9:05	11:25	15:05
笠田 団地北	9:06	11:26	15:06
笠田 駅筋	9:07	11:27	15:07
オークワ前	9:08	11:28	15:08
中佐野東	9:09	11:29	15:09
笠田 駅前	9:11	11:31	15:11
笠田	9:13	11:33	15:13
笠田 小学校前	9:14	11:34	15:14
笠田 中	9:15	11:35	15:15
中村	9:16	11:36	15:16
山田口	9:17	11:37	15:17
めの二峠	9:18	11:38	15:18
北川	9:19	11:39	15:19
境谷	9:20	11:40	15:20
下広口	9:21	11:41	15:21
上広口	9:22	11:42	15:22
旧駐在所前	9:23	11:43	15:23
四郷	9:24	11:44	15:24
折登	9:26	11:46	15:26
不動前	9:27	11:47	15:27
東谷	9:28	11:48	15:28
堀畑	9:30	11:50	15:30
くろみ谷	9:32	11:52	15:32
大久保	9:36	11:56	15:36
大久保～笠田中、笠田駅筋～笠田公民館はフリー乗降			

※国道24号線沿いと、交差点や駐停車禁止区域などを除く区間は、フリー乗降
 ただし、乗車については、予約時に運行事業者に要確認、基本は停留所で乗車

運		デマンド型乗合タクシー
		コミュニティバス

大人（中学生以上） 200円 （障害者およびその介護者、高校生以下の生徒は半額）
 小人（小学生以下） 100円 （障害者は半額、6歳未満の幼児は無料）

※減免を受ける場合は、身体障害者手帳や生徒手帳など証明できるものをご提示ください。
 ※乗り継ぐ場合は、運転手から「乗継券」を受け取れば、無料で乗り継げます。

※発着時刻は、交通事情により多少ずれる場合があります。

関連事業資料

【スクールバス運行事業】 28,601 千円（令和 3 年度決算）

1. 目的

スクールバスは、学校の統廃合により遠距離通学となる児童生徒の通学手段として、平成 22 年度より運行しています。

2. 概要

笠田中学校・笠田小学校・渋田小学校のスクールバスとして、29 人乗りバスを 4 路線各 1 台の計 4 台を運行、また、妙寺中学校・妙寺小学校へのスクールバスとして、29 人乗りバスを 3 路線各 1 台の計 3 台を運行している。

なお、基本的な運行本数は毎日、登校時 1 便と帰宅時に 3 便を運行している。

【障害者外出支援事業】 4,482 千円（令和 3 年度決算）

1. 目的

福祉タクシーの利用料金、又は自動車燃料費の一部を助成することで、重度心身障害者（児）の生活行動の拡大及び社会経済や文化、その他あらゆる分野の活動における参加の促進を図ります。

また、重度心身障害者（児）及びこれを扶養する者の経済的負担を軽減し、町内における障害者福祉の増進に寄与することを目的としています。

2. 概要

重度の身障害者（児）が生活をする中で社会活動への参加を促進するとともに、経済的負担軽減のため、福祉タクシーの利用料金、又は自動車燃料費の一部を助成している。

平成31年度 かつらぎ町コミュニティバス乗客数集計表

(単位:人)

年月		平成31年(令和元年)									令和2年			
コース		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
新城花園	人数計 往7便 復7便	548	629	620	624	660	757	647	673	588	553	491	544	7,334
	1日平均	18.3	20.3	20.7	20.1	21.3	25.2	20.9	22.4	19.6	19.8	16.9	17.5	20.3
天野	人数計 往6便 復6便	574	558	495	443	380	437	435	571	420	331	329	288	5,261
	1日平均	19.1	18.0	16.5	14.3	12.3	14.6	14.0	19.0	14.0	11.8	11.3	9.3	14.5
四郷	人数計 往3便 復3便	77	52	48	58	39	59	65	171	63	53	51	55	791
	1日平均	2.6	1.7	1.6	1.9	1.3	2.0	2.1	5.7	2.1	1.9	1.8	1.8	2.2
河南	人数計 往3便 復3便	229	264	275	309	297	271	249	230	263	202	239	220	3,048
	1日平均	7.6	8.5	9.2	10.0	9.6	9.0	8.0	7.7	8.8	7.2	8.2	7.1	8.4
河北通院	人数計 往4便 復4便	224	218	270	238	162	209	254	248	298	196	248	217	2,782
	1日平均	7.5	7.0	9.0	7.7	5.2	7.0	8.2	8.3	9.9	7.0	8.6	7.0	7.7
人数合計		1,652	1,721	1,708	1,672	1,538	1,733	1,650	1,893	1,632	1,335	1,358	1,324	19,216
1日平均合計		30.0	31.0	30.0	31.0	31.0	30.0	31.0	30.0	30.0	28.0	29.0	31.0	53.1
													4月～3月 1便当り	1.2

令和2年度 かつらぎ町コミュニティバス乗客数集計表

(単位:人)

年月		令和2年									令和3年			
コース		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
新城花園	人数計 往7便 復7便	318	339	524	486	533	482	527	539	456	344	445	585	5,578
	1日平均	10.6	10.9	17.5	15.7	17.2	16.1	17.0	18.0	15.2	12.3	15.9	18.9	15.5
天野	人数計 往6便 復6便	180	161	263	266	309	331	370	378	345	306	211	362	3,482
	1日平均	6.0	5.2	8.8	8.6	10.0	11.0	11.9	12.6	11.5	10.9	7.5	11.7	9.6
四郷	人数計 往3便 復3便	40	44	53	42	39	60	61	162	46	49	40	46	682
	1日平均	1.3	1.4	1.8	1.4	1.3	2.0	2.0	5.4	1.5	1.8	1.4	1.5	1.9
河南	人数計 往3便 復3便	210	186	215	231	208	228	204	190	186	159	160	198	2,375
	1日平均	7.0	6.0	7.2	7.5	6.7	7.6	6.6	6.3	6.2	5.7	5.7	6.4	6.6
河北通院	人数計 往4便 復4便	230	198	228	175	173	175	174	195	175	136	145	183	2,187
	1日平均	7.7	6.4	7.6	5.6	5.6	5.8	5.6	6.5	5.8	4.9	5.2	5.9	6.1
人数合計		978	928	1,283	1,200	1,262	1,276	1,336	1,464	1,208	994	1,001	1,374	14,304
1日平均合計		30.0	31.0	30.0	31.0	31.0	30.0	31.0	30.0	30.0	28.0	28.0	31.0	39.6
													4月～3月 1便当り	0.9

令和3年度 かつらぎ町コミュニティバス乗客数集計表

(単位:人)

年月 コース		令和3年									令和4年			計
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
新城・花園	往4便 人数計 復4便	383	393	403	399	407	457	427	449	384	246	138	337	4,423
	1日平均	12.8	12.7	13.4	12.9	13.1	15.2	13.8	15.0	12.8	8.8	4.9	10.9	12.3
天野	往5便 人数計 復5便	380	303	277	380	317	320	352	561	311	227	121	320	3,869
	1日平均	12.7	9.8	9.2	12.3	10.2	10.7	11.4	18.7	10.4	8.1	4.3	10.3	10.7
通院	往3便 人数計 復3便	91	72	80	62	75	91	73	72	97	64	44	103	924
	1日平均	3.6	3.1	3.1	2.5	3.0	3.8	2.8	3.0	3.7	2.8	2.0	4.0	2.6
人数合計		854	768	760	841	799	868	852	1,082	792	537	303	760	9,216
1日平均合計		30.0	31.0	30.0	31.0	31.0	30.0	31.0	30.0	30.0	28.0	28.0	31.0	25.5
		25.0	23.0	26.0	25.0	25.0	24.0	26.0	24.0	26.0	23.0	22.0	26.0	
		28.5	24.8	25.3	27.1	25.8	28.9	27.5	36.1	26.4	19.2	10.8	24.5	
												4月～3月 1便当り		1.1

令和3年度 かつらぎ町デマンド型乗合タクシー乗客数集計表

(単位:人)

年月 コース		令和3年									令和4年			
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
四郷	往3便 人数計 復3便	27	35	36	40	33	23	30	55	39	33	25	25	401
	1日平均	1.3	1.9	1.6	1.9	1.6	1.2	1.5	2.8	1.8	1.7	1.4	1.1	1.6
笠田西部	往3便 人数計 復3便	79	64	65	60	49	60	53	52	59	48	54	72	715
	1日平均	3.8	3.6	3.0	2.9	2.3	3.0	2.7	2.6	2.7	2.5	3.0	3.3	2.9
河南西	往3便 人数計 復3便	13	10	22	6	9	15	20	23	30	14	18	31	211
	1日平均	0.6	0.6	1.0	0.3	0.4	0.8	1.0	1.2	1.4	0.7	1.0	1.4	0.9
河南東	往3便 人数計 復3便	26	9	26	13	12	13	6	11	7	2	4	7	136
	1日平均	1.2	0.5	1.2	0.6	0.6	0.7	0.3	0.6	0.3	0.1	0.2	0.3	0.6
妙寺	往3便 人数計 復3便	21	15	21	10	15	12	13	19	15	14	10	19	184
	1日平均	1.0	0.8	1.0	0.5	0.7	0.6	0.7	1.0	0.7	0.7	0.6	0.9	0.8
人数合計		166	133	170	129	118	123	122	160	150	111	111	154	1,647
1日平均合計		21.0	18.0	22.0	21.0	21.0	20.0	20.0	20.0	22.0	19.0	18.0	22.0	
		7.9	7.4	7.7	6.1	5.6	6.2	6.1	8.0	6.8	5.8	6.2	7.0	6.8

事業シート（概要説明書）

予算事業名	高齢者サロン事業				事業開始年度	平成25年度				
上位施策事業名	支え合いのふるさとづくり事業(県補助)				担当局・部名					
根拠法令等	かつらぎ町高齢者サロン活動助成金交付要綱				担当課・係名	健康推進課。長寿社会係				
事務区分	☒ 自治事務 ☐ 法定受託事務				作成責任者	堀畑 三起子				
実施の背景	平成24年度に人権推進室所管の隣保館において始めました。高齢者の集まる場を作り、家庭に引きこもりがちな高齢者が外出して地域の人と交流し、レクリエーション等を実施することで、介護予防につなげます。									
目的 (何のために)	高齢者の介護予防、認知症予防、生きがいづくり、社会参加等を促進し、地域の拠点となる高齢者サロンを自主的に運営する高齢者の活動を促進する。									
事業概要	対 象 (誰・何を対象に)	概ね65歳以上の高齢者で、地域において高齢者サロンを自主的に運営している団体				対象者数（全住民に対する割合） 962（31団体）人（ 6 % ）				
	実施方法	☐ 直営								
		☐ 業務委託 又は ☐ 指定管理（委託先又は指定管理者： ）								
		☒ 補助金〔直接・間接〕（補助先：高齢者サロン 実施主体： 地元高齢住民 ）								
		☐ 貸付（貸付先： ） ☐ その他（ ）								
	事業内容 (手段、手法など)	事業内容（箇条書き）			事業費		活動指標			
		助成金申請案内、障害保険加入			184	千円	発送件数			
		助成金申請・交付決定通知			4	千円	決定通知件数			
		事業実施、講師派遣依頼・派遣決定通知			456	千円	講師派遣決定通知、謝金支払時事務			
		代表者会開催、実績報告提出依頼、助成金の 変更申請、額確定通知			14	千円	発送件数			
助成金支払事務			2,485	千円	事業内容確認、支払件数					
関連事業 (同一目的事業等)	老人クラブ（健康推進課）、公民館主催高齢者学級（生涯学習課）									
コスト	2022 年度（予算）		2021 年度（決算見込み）		2020 年度（決算）		2019 年度（決算）			
	事業費合計		3,143 千円	1,652 千円	2,803 千円	4,459 千円				
	事業費内訳 (2021年度分)		講師謝金 113,000円 消耗品・食糧費 10,744円 郵送料 23,000円 傷害保険料 163,200円 サロン助成金 1,341,776円							
	人件費	担当正職員	0.3 人	2,184 千円	0.3 人	2,184 千円	0.3 人	2,164 千円	0.3 人	2,180 千円
		臨時職員等		千円		千円		千円		千円
		人件費合計		千円		千円		千円		千円
	総事業費		5,327 千円	3,836 千円	4,967 千円	6,639 千円				
財源 内訳	国県補助金		666 千円	550 千円	666 千円	666 千円				
	国県補助金の内容		支え合いのふるさとづくり事業補助金(県補助)							
	地方債			千円		千円		千円		
	その他の財源 (使用料、手数料など)		1 千円	1 千円	1 千円	6 千円				
	その他の財源の内容		コピー代							
	一般財源		4,660 千円	3,285 千円	4,300 千円	5,967 千円				
財源合計		5,327 千円	3,836 千円	4,967 千円	6,639 千円					

事業シート（概要説明書）

予算事業名		高齢者サロン事業			事業開始年度		平成25年度	
事業実績	活動実績	【活動指標名】（実績値/目標値）		単位	2021 年度	2020 年度	2019 年度	
		助成件数		件	31	35	34	
	単位当たりコスト	総事業費	/	サロン数	千円	123	141	195
事業成果	成果目標 （指標設定理由等）	サロンのない地域にサロンを開設し、開催回数、参加人数を増やす。 高齢者サロンは、高齢者の介護予防、生きがいづくりなどに効果があると考えられるが、サロンを開催していない地域がある一方、同地域に2か所あるなどの偏りがある。 地域の集会所など、高齢者が歩いて集まれる範囲にサロンを開設し、高齢者が集いやすいサロンを目指します。						
	成果 （目標達成状況）	【成果指標名】（実績値/目標値）		単位	2021 年度	2020 年度	2019 年度	
		サロン開催数		回	197	251	394	
		延べ参加人数		人	3,291	3,761	6,353	
					/	/	/	
事業の自己評価 （今後の事業の方向性、課題等）		新型コロナの流行により、高齢者が活動を自粛するサロンが増えました。 高齢者の方にとって、申請書・実績報告書・請求書等の書類作成が負担となっている。						
比較参考値 （他自治体での類似事業の例など）		橋本市 いきいき健康課 高齢福祉係 運営費補助 1回当たり 1,000円（年間96回を限度とする。）、参加者1人当たり 100円、 食事提供時1回当たり 3,000円、 会場費補助（光熱水費含む。）1回当たり1,000円 開設準備費補助 50,000円 九度山町 社会福祉協議会 立ち上げ時に50,000円の補助のみ 紀の川市 社会福祉協議会 立ち上げ時 40,000円、 次年度から基本金 1 サロン5,000円＋開催回数×1,000円＋参加人数×100円						
特記事項		令和5年度から、対象年齢等を拡大する介護予防サロンとして助成を実施し、会員の増員、活動の活性化につなげる。						

委託先シート					2022年度
委託内容	委託先	委託金額	事業者選定方法		
高齢者サロン活動助成金	まほろばサロン	36	千円		
高齢者サロン活動助成金	Viva うつり	58	千円		
高齢者サロン活動助成金	サロン赤とんぼ	65	千円		
高齢者サロン活動助成金	コスモス会	83	千円		
高齢者サロン活動助成金	サロン仲よし会	22	千円		
高齢者サロン活動助成金	中佐野ふれあい会	78	千円		
高齢者サロン活動助成金	折居ニコニコ会	38	千円		
高齢者サロン活動助成金	あじさい会	75	千円		
高齢者サロン活動助成金	佐野すみれ会	132	千円		
高齢者サロン活動助成金	東柏木サロン会	47	千円		
高齢者サロン活動助成金	丁ノ町あしたば会	86	千円		
高齢者サロン活動助成金	市の会	66	千円		
高齢者サロン活動助成金	三ツ葉会	188	千円		
高齢者サロン活動助成金	新田すみれの会	95	千円		
高齢者サロン活動助成金	妙寺団地サロン会	55	千円		
高齢者サロン活動助成金	幸の会	91	千円		
高齢者サロン活動助成金	幸の会・西	69	千円		
高齢者サロン活動助成金	広垣内笑う会	82	千円		
高齢者サロン活動助成金	茶屋出友愛会	77	千円		
高齢者サロン活動助成金	中飯降ひまわりの会	78	千円		
高齢者サロン活動助成金	秋桜の会	65	千円		
高齢者サロン活動助成金	東浜田サロンつくし	81	千円		
高齢者サロン活動助成金	山崎にここサロン	21	千円		
高齢者サロン活動助成金	御所永楽会	58	千円		
高齢者サロン活動助成金	天ちゃん会	47	千円		
高齢者サロン活動助成金	志賀高齢者サロン “ファミリア	21	千円		
高齢者サロン活動助成金	新城区民のつどい	200	千円		
高齢者サロン活動助成金	滝いきいきサロン	26	千円		
高齢者サロン活動助成金	花園いきいき倶楽部	65	千円		
高齢者サロン活動助成金	すみれ会	46	千円		

事業シート（概要説明書）

予算事業名		老人クラブ活動補助金助成事業				事業開始年度		不明、昭和50年度に連合会の会則がある						
上位施策事業名		老人福祉法、在宅福祉事業費補助				担当局・部名								
根拠法令等		かつらぎ町老人クラブ等活動補助金交付要綱				担当課・係名		健康推進課。長寿社会係						
事務区分		☒ 自治事務 ☐ 法定受託事務				作成責任者		堀畑 三起子						
実施の背景		仲間づくりを通して、生きがいと健康づくり「生活を豊かにする楽しい活動」を行うとともに、その知識や経験を活かして地域の諸団体と共同し、「地域を豊かにする社会活動」に取り組み明るい長寿社会づくり、保健福祉の向上に努める。												
目的 (何のために)		高齢者の生きがいや健康づくりを推進することにより、明るい長寿社会の実現と保健福祉の向上を目的としています。												
事業概要	対象 (誰・何を対象に)	概ね60歳以上の高齢者						対象者数（全住民に対する割合）						
								3,193	人	(	46.6	%)		
	実施方法	☐ 直営												
		☐ 業務委託 又は ☐ 指定管理（委託先又は指定管理者：）												
		☒ 補助金（ <u>直接</u> ）間接（補助先：単位老人クラブ、老人クラブ連合会 実施主体：各老人クラブ）												
		☐ 貸付（貸付先：） ☐ その他（）												
	事業内容 (手段、手法など)	事業内容（箇条書き）				事業費		活動指標						
		老人クラブ活動助成申請依頼通知				2	千円	クラブ数						
		事業実施、代表者会				4	千円	クラブ数						
		実績報告提出依頼及び内容確認、額確定通知				4	千円	クラブ数						
補助金支払事務				1,852	千円	クラブ数								
					千円									
関連事業 (同一目的事業等)	高齢者サロン事業（健康推進課）、公民館主催高齢者学級（生涯学習課）													
コスト			2022 年度（予算）		2021 年度（決算見込み）		2020 年度（決算）		2019 年度（決算）					
	事業費合計		1,862 千円		1,027 千円		1,117 千円		1,720 千円					
	事業費内訳 (2021年度分)		単位老人クラブ活動助成 903,899円 老人クラブ連合会助成 113,000円 各種通知郵送料 10,000円											
	人件費	担当正職員	0.2	人	1,456	千円	0.2	人	1,456	千円	0.2	人	1,453	千円
		臨時職員等		人		千円		人		千円		人		千円
		人件費合計		人		千円		人		千円		人		千円
	総事業費		3,318 千円		2,483 千円		2,560 千円		3,173 千円					
財源 内訳	国県補助金		978 千円		859 千円		973 千円		1,134 千円					
	国県補助金の内容		在宅福祉事業補助金, 老人クラブ強化推進支援事業費補助金（国1/3、県1/3）											
	地方債													
	その他の財源 (使用料、手数料など)													
	その他の財源の内容													
	一般財源		2,340 千円		1,624 千円		1,587 千円		2,039 千円					
財源合計		3,318 千円		2,483 千円		2,560 千円		3,173 千円						

事業シート（概要説明書）

予算事業名		老人クラブ活動補助金助成事業			事業開始年度		不明、昭和50年度に連合会の会則がある	
事業実績	活動実績	【活動指標名】（実績値/目標値）		単位	2021 年度	2020 年度	2019 年度	
		老人クラブ助成件数		件	29	34	39	
	単位当たりコスト	総事業費	/	クラブ数	千円	85	75	81
事業成果	成果目標 （指標設定理由等）	老人クラブの活動内容は、友愛、社会奉仕、地域の見守り、生きがいきづくり、健康づくりなどとなっており、社会福祉の向上や、住民の自発的・主体的な地域づくりを目指します。						
	成果 （目標達成状況）	【成果指標名】（実績値/目標値）		単位	2021 年度	2020 年度	2019 年度	
		会員数		人	1,073	1,134	1,528	
		クラブ数		件	29	34	39	
					/	/	/	
事業の自己評価 （今後の事業の方向性、課題等）		各老人クラブでは、清掃などの奉仕活動、スポーツ大会への参加、健康講座の開催等を実施しています。 高齢者の方にとって、申請書（事業計画・予算書・会員名簿）・実績報告書（決算書、事業実施報告書・領収書）・請求書等の作成が負担となっており、自己資金を持っている老人クラブの中には、町の補助金を辞退し、社会福祉協議会の連合会にのみ登録されるクラブがある。 老人クラブ連合会の事務局であるかつらぎ町社会福祉協議会、生涯学習課等と連携し、老人クラブの理念を達成しつつ活動の活性化につなげていく。						
比較参考値 （他自治体での類似事業の例など）		国・県からの補助金の上限が決まっている。 在宅福祉事業費補助金 適正老人クラブ1クラブ当たり 年額 35,000円 老人クラブ連合会 一般事業分 130,000円+70円×会員数 老人クラブ連合会 健康づくり事業 1連合会当たり年額 300,000円 老人クラブ連合会 特別事業分 1連合会当たり年額 120,000円						
特記事項								

委託先シート					2022年度
委託内容	委託先	委託金額	事業者選定方法		
老人クラブ等活動補助金	北川老人クラブ	35	千円		
老人クラブ等活動補助金	第一末広老人クラブ	35	千円		
老人クラブ等活動補助金	第二末広老人クラブ	35	千円		
老人クラブ等活動補助金	第三末広老人クラブ	35	千円		
老人クラブ等活動補助金	笠田長生会(第一)	35	千円		
老人クラブ等活動補助金	笠田長生会(第二)	35	千円		
老人クラブ等活動補助金	笠田長生会(第三)	35	千円		
老人クラブ等活動補助金	笠田長生会(第五)	35	千円		
老人クラブ等活動補助金	笠田長生会(第六)	35	千円		
老人クラブ等活動補助金	笠田長命会	35	千円		
老人クラブ等活動補助金	笠田第一鶴亀会	35	千円		
老人クラブ等活動補助金	広浦老人クラブ	35	千円		
老人クラブ等活動補助金	佐野宝寿会	35	千円		
老人クラブ等活動補助金	佐野友愛老人クラブ	35	千円		
老人クラブ等活動補助金	大薮報徳会	35	千円		
老人クラブ等活動補助金	東大谷101会	35	千円		
老人クラブ等活動補助金	蛭子亀寿会	35	千円		
老人クラブ等活動補助金	丁ノ町寿会	35	千円		
老人クラブ等活動補助金	市原福寿会	35	千円		
老人クラブ等活動補助金	新田ちとせ会	35	千円		
老人クラブ等活動補助金	茶屋出友愛会	35	千円		
老人クラブ等活動補助金	広野千歳会	35	千円		
老人クラブ等活動補助金	宝貴クラブ	35	千円		
老人クラブ等活動補助金	東浜田米寿会	35	千円		
老人クラブ等活動補助金	志賀鶴寿会	35	千円		

○かつらぎ町高齢者サロン活動助成金交付要綱

令和3年9月16日告示第156号

(趣旨)

第1条 この告示は、高齢者の介護予防、認知症予防、生きがいづくり、社会参加等を促進し、地域の拠点となる高齢者サロン(以下「サロン」という。)を自主的に運営する高齢者の活動の活発化及び新規サロンの促進を図るため、予算の範囲内において、かつらぎ町高齢者サロン活動助成金(以下「助成金」という。)を交付することに関し、かつらぎ町補助金等交付規則(平成9年かつらぎ町規則第19号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(実施主体)

第2条 この事業は、サロンが実施主体となり、かつらぎ町が支援する。

(参加対象者)

第3条 参加対象者は、原則として各サロンの地域に居住する概ね65歳以上の高齢者とし、各地域の事情によって各サロンの対象者を定めることができる。

2 1サロンの参加者数は、原則として5人以上とする。

(実施場所)

第4条 サロンの実施場所は、各サロンにおいて確保するものとし、地域の公民館、集会所等の公共施設とする。ただし、適当な公共施設が確保できない場合は、この限りでない。

(助成の対象)

第5条 助成の対象となるサロンは、第1条によるサロン活動の目的を達するもので、次の各号すべてを満たすものとする。

- (1) 開催回数は年3回以上とし、定期的で開催する。
- (2) 開催時間は1回につき、概ね2時間以上とする。
- (3) サロン運営は参加者及びボランティアで行う。
- (4) サロンに代表者を置く。
- (5) 会費又は参加費は各サロンの状況に応じ決定する。

(助成金の対象経費)

第6条 サロンの活動に対する助成の対象経費については、消耗品費、印刷製本費、通信運搬費、備品購入費、材料費、飲食費(1回1人につき500円を上限とする。)、会場使用料等のほか、サロン開催に必要な経費とする。ただし、酒類、たばこ及び商品券等の金券類は助成の対象外とする。

(助成金の額)

第7条 サロンの活動に対する助成金の基準額は、開催1回あたり2,000円に年間開催回数を乗じた額と、300円に年間の延べ参加人数を乗じた額の合計額とする。

ただし、200,000円を上限とする。

2 助成額は、年間の助成対象経費の実支出額又は助成基準額のいずれか少ない額とする。

3 交付すべき助成金の額に千円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てるものとする。

(助成金の交付の条件)

第8条 この助成金は、次に掲げる事項を条件として交付するものとする。

(1) 助成対象事業の内容又は助成対象経費の配分の変更(目的・内容を一にする助成対象経費間における助成対象経費合計額の3割を超えない軽微な増減を除く。)をする場合においては、町長の承認を受けること。

(2) 助成対象事業を行うために締結する契約で、金額が300,000円を超える場合は、見積競争の方法により行うこと。

(3) 助成対象事業を中止し、又は廃止する場合においては、町長の承認を受けること。

(4) 助成対象事業が予定の期間内に完了しない場合又は助成対象事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに町長に報告してその指示を受けること。

(5) 助成対象事業の完了により当該助成対象団体に相当の収益が生ずると認められる場合においては、その交付した助成金の全部又は一部を町に納付すること。

(6) この助成金により取得した資材・機材等を事業の完了により処分した場合において相当の収入があったときは、その収入の全部又は一部を町に納付すること。

(7) この助成金により取得し、又は効用の増加した財産を町長の許可を受けて処分した場合において相当の収入があったときは、その収入の全部又は一部を町に納付すること。

(8) この助成金により取得し、又は効用の増加した財産若しくは資材・機材等は、事業の完了後も善良なる管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図ること。

(9) 助成対象事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該帳簿及び証拠書類を5年間保管しておくこと。

(10) 助成対象事業に係る経理は、他の経理と明確に区分できるようにすること。

(助成金の交付申請)

第9条 助成金の交付を受けようとするサロンの代表者(以下「代表者」という。)は、かつ

らぎ町高齢者サロン活動助成金交付申請書(様式第1号。以下「申請書」という。)に次に掲げる関係書類を添付して、町長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書
 - (2) 収支予算書
 - (3) サロン会員名簿
- (変更の承認申請)

第10条 第8条第1号又は第3号の規定により町長の承認を受けようとする場合には、かつらぎ町高齢者サロン事業計画変更・中止・廃止承認申請書(様式第2号)に添付書類を添えて町長に提出しなければならない。

(助成金の交付決定)

第11条 町長は、申請書を受理したときは、当該申請に係る書類等の審査を行い、その内容が適正であり、助成金を交付すべきものと認めたときは速やかに助成金の交付を決定するものとする。

2 町長は、前項の場合において、適正な交付を行うため必要があるときは、助成金の交付の申請に係る事項につき修正を加えて助成金の交付の決定をすることができる。

(決定の通知)

第12条 町長は、助成金の交付を決定したときは、速やかにその決定の内容及びこれに条件を付した場合にはその条件をかつらぎ町高齢者サロン活動助成金(交付・不交付)決定通知書(様式第3号)に記載し、助成金の交付の申請をした代表者に通知するものとする。

(実績報告の提出)

第13条 代表者は、規則第13条の規定により、助成事業等の成果を記載したかつらぎ町高齢者サロン活動実績報告書(様式第4号。以下「報告書」という。)に別に定める書類を添えて、町長に報告しなければならない。

(助成金の額の確定)

第14条 町長は、前条による報告を受けた場合においては、当該報告書等の書類の審査等により、その内容等が適正と認めたときは、交付すべき助成金の額を確定し、かつらぎ町高齢者サロン活動助成金額確定通知書(様式第5号)により、代表者に通知するものとする。

(助成金の交付)

第15条 前条の規定による通知を受けた代表者は、規則第16条の規定により、かつらぎ町高齢者サロン活動助成金交付請求書(様式第6号)を町長に提出しなければならない。

2 町長は、助成金の交付の目的を達成するため必要があると認めるときは、概算払又は前

金払により助成金を交付することができる。

(助成金の交付の取消し)

第16条 町長は、当該助成の交付を受けた代表者が、次の各号のいずれかに該当するときは、当該助成金の全部若しくは一部の交付の取消しを命ずることができる。

- (1) 規則及びこの告示の規定に違反したとき。
- (2) 偽りその他不正な手段により助成金の交付を受けたとき。

(助成金の返還)

第17条 町長は、当該助成の交付を受けた代表者が、次の各号のいずれかに該当するときは、既に交付した助成金の全部若しくは一部の返還を命ずることができる。

- (1) サロンの実支出額が助成金の確定額より下回るとき。
- (2) 営利事業を行い収益が発生したとき。

(講師派遣依頼)

第18条 町長は、サロンから講師派遣依頼を受けた場合、1サロンにつき年間40,000円を限度とし、講師を派遣することができる。

2 サロンは前項の派遣を受けようとするときは、高齢者サロン講師派遣依頼書(様式第7号。以下「派遣依頼書」という。)を町長に提出しなければならない。

3 町長は、派遣依頼書を受理したときは、これを審査し、講師派遣の可否を決定し、代表者に対しかつらぎ町高齢者サロン講師派遣決定通知書(様式第8号)により通知するものとする。

(その他)

第19条 この告示に定めるもののほか、助成金の交付に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この告示は、令和4年4月1日から施行する。

令和4年度中佐野ふれあい会活動予定表

サロン

毎月第4月曜日 午後1時から3時 中佐野集会所

令和4年

(ボラ当番担当)

4月25日 () 包括支援センターから介護予防などについて
(コロナ対策、脳トレ)

5月23日 () 交通安全などについて(かつらぎ警察署)
(交通、安全、警備)

6月27日 () 体を動かそう()

7月25日 () 音楽レクリエーションを楽しむ()

8月22日 () マジックショーを楽しむ()
脳トレ、ストレッチ ()

9月26日 () 理学療法を学ぶ() フレイブル

10月24日 () 落語を楽しむ(楽落会)

11月28日 () 干支(卯)の色紙作りを楽しむ()

12月26日 () 脳トレ、体を動かそう()

令和5年

1月23日 () 大正琴とお茶を楽しむ(木村さん親子・塚本さん)

2月27日 () お琴の演奏を聞く(おことんぼ)

3月27日 () みんなで春のランチを楽しむ(12時から14時)

メモ

運動は元気の ヒケツ

のぼそう 健康寿命

まほろばサロン会員様

第26回「まほろばサロン」開催のご案内

まほろばサロン会長

青葉若葉の候、いかがお過ごしでしょうか。平素は「まほろばサロン」に多大のご理解とご協力を頂き厚く御礼申し上げます。

さて、本年度最初の第26回「まほろばサロン」を下記の通り計画致しました。皆様のご参加をスタッフ一同心よりお待ちしております。

日時 6月27日（月） 午後1時～3時

場所 萩原コミュニティセンター

窪ふるさと館

内容 氏による三味線演奏

理学療法士 氏指導の体操

* 当日、ご自宅での検温に協力お願いします。37.5℃以上の方は参加を見合わせてください。

* マスク着用にご協力ください。

かつらぎ町老人クラブ等活動補助金交付要綱

令和4年4月1日 かつらぎ町告示第128号

(趣旨)

第1条 この告示は、かつらぎ町補助金等交付規則（平成9年かつらぎ町規則第19号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、かつらぎ町老人クラブ活動補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し、必要な事項を定めるものとする。

(補助金の交付目的)

第2条 この補助金は、老人福祉法（昭和38年法律第133号）第13条第2項の規定に基づき、かつらぎ町内の単位老人クラブ（以下「老人クラブ」という。）及びかつらぎ町老人クラブ連合会（以下「連合会」という。）の活動に助成を行うことにより、社会福祉の向上及び増進並びに住民の自発的・主体的な地域づくりの推進を目的とする。

(老人クラブ及び連合会の事業実施や運営等)

第3条 老人クラブの事業の実施や運営等については「老人クラブ等事業運営要綱」（平成13年10月1日老発第390号厚生労働省老健局長通知。以下「事業運営要綱」という。）に定めるとおりとする。

2 連合会の事業の実施や運営等については、事業運営要綱及びかつらぎ町老人クラブ連合会会則に定めるとおりとする。

(単位老人クラブの規模)

第4条 老人クラブの会員規模は次に掲げるとおりとする。

- (1) 適正クラブ 事業運営要綱第1条第1項第1号イに定めるとおりとする。
- (2) 小規模老人クラブ 和歌山県老人クラブ強化推進支援事業費補助金交付要綱（平成23年4月1日制定。以下「県交付要綱」という。）第2条第1号に定めるとおりとする。

(補助金交付団体)

第5条 この補助金の交付団体（以下「団体」という。）は、かつらぎ町内の老人クラブ及び連合会とする。

(補助対象活動)

第6条 老人クラブ及び連合会の補助金交付対象活動は、次に定めるとおりとする。

(1) 老人クラブ活動

- ア 友愛活動
- イ 社会奉仕活動
- ウ 地域の見守り活動
- エ 生きがいに係る活動
- オ 健康づくり（介護予防、スポーツ等）
- カ その他適切と認められる活動

(2) 連合会活動

- ア 活動促進事業
- イ 健康づくり・介護予防事業
- ウ 地域支え合い事業
- エ 若手高齢者組織化・活動支援事業
- オ 活動支援体制強化事業

(3) 県交付要綱第2条第2項に規定された事業を行う老人クラブ及び連合会の補助金交付対象活動は和歌山県老人クラブ強化推進支援事業費補助金交付要綱取扱要領（平成23年4月1日制定。以下「取扱要領」という。）第2条第2項に定められたとおりとする。

（補助対象経費）

第7条 この補助金の交付対象経費は、第5条に掲げる団体が主体となって実施する活動に要する経費で、別表に掲げるとおりとする。

（補助金の額）

第8条 この補助金の額は、予算の範囲内で交付するものとする。

2 老人クラブへ交付する補助金の額は次に掲げる額を基準額とし、対象経費の実支出額と基準額を比較して少ない方の額を交付する。

- (1) 適正クラブ 35,000円
- (2) 小規模老人クラブ 24,000円

3 連合会へ交付する補助金の額は、次に掲げる額を基準額とし、対象経費の実支出額と基準額を比較して少ない方の額を交付する。

- (1) 第6条第2号アに該当する事業
基礎額130,000円と70円に会員数を乗じた額の合計
- (2) 第6条第2号イに該当する事業 300,000円
- (3) 第6条第2号ウ～オに該当する事業 120,000円

- 4 高齢者人権啓発活動推進事業を行う老人クラブ及び連合会へ交付する補助金の額は県補助金交付要綱及び取扱要領に定められた額を基準額とし、対象経費の実支出額と基準額を比較して少ない方の額を交付する。
- 5 交付すべき補助金の額に1,000円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てるものとする。
(補助金の交付の条件)

第9条 この補助金は、次の各号に掲げる事項を条件として交付するものとする。

- (1) 補助対象事業の内容又は事業に要する補助対象経費の各種目間の20%以上の配分の変更をする場合においては、町長の承認を受けること。
- (2) 補助対象事業を行うために締結する契約で、金額が300,000円を超える場合は、見積競争の方法により行うこと。
- (3) 補助対象事業を中止し、又は廃止する場合においては、町長の承認を受けること。
- (4) 補助対象事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助対象事業の遂行が困難となった場合は、速やかに町長に報告して、その指示を受けること。
- (5) 補助対象事業の完了により当該補助団体に相当の収益が生ずると認められる場合においては、その交付した補助金の全部又は一部に相当する金額を町に納付すること。
- (6) この補助金により取得した資材・機材等を事業の完了により処分した場合において相当の収入があった時は、その収入の全部又は一部を町に納付すること。
- (7) この補助金により取得し、又は効用の増加した財産を町長の承認を受けて処分した場合において相当の収入があったときは、その収入の全部又は一部を町に納付すること。
- (8) この補助金により取得し、又は効用の増加した財産若しくは資材・機材等は、事業の完了後も善良なる管理者の注意を持って管理するとともに、その効率的な運用を図ること。
- (9) 補助対象事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該帳簿及び証拠書類を5年間保管しておくこと。
- (10) 補助対象事業に係る経理は、他の経理と明確に区分できるようにすること。

(補助金の交付の申請)

第10条 補助金の交付を受けようとする老人クラブ及び連合会は、かつらぎ町老人クラブ等活動補助金交付申請書(様式第1号)に関係書類を添え、町長に提出しなければならない。

- (1) 活動計画書
- (2) 収支予算書
- (3) 会員名簿

(変更の承認申請)

第11条 第9条第1項の規定により町長の承認を受けようとする場合には、かつらぎ町老人クラブ等活動補助金変更交付申請書(様式第2号。以下「変更交付申請書」という。)に関係書類を添えて町長に提出しなければならない。

- 2 第9条第3項の規定により町長の承認を受けようとする場合には、かつらぎ町老人クラブ等活動補助金補助事業計画中止(廃止)承認申請書(様式第3号。以下「中止・廃止申請書」という。)に関係書類を添えて町長に提出しなければならない。

(補助金の交付の決定)

第12条 町長は、補助金の交付の申請があった時は、当該申請に係る書類等の審査を行い、その内容が適正であり、補助金を交付すべきものと認めたときは、速やかに補助金の交付の決定をするものとする。

- 2 町長は、前項の場合において、適正な交付を行うため必要があるときは、補助金の交付の申請に係る事項につき修正を加えて補助金の交付の決定をすることができる。

(決定の通知)

第13条 町長は、補助金の交付の決定をしたときは、速やかにその決定の内容及びこれに条件を付した場合にはその条件をかつらぎ町老人クラブ等活動補助金交付決定通知書(様式第4号)に記載し、補助金の交付の申請をした老人クラブ及び連合会に通知するものとする。

- 2 町長は、第11条の規定により変更交付申請書の提出があった場合は、老人クラブ等活動補助金変更交付決定書(様式第5条)により変更の申請をした老人クラブ及び連合会に通知するものとする。
- 3 町長は、第11条の規定により中止・廃止申請書の提出があった場合は、かつらぎ町老人クラブ等活動補助金補助事業計画中止(廃止)承認書(様式第6

号)により廃止又は中止の承認を求める申請をした老人クラブ及び連合会に通知するものとする。

(実績報告の提出)

第14条 交付決定を受けた老人クラブ及び連合会は、当該年度の活動が終了し次第、補助事業等の成果を記載したかつらぎ町老人クラブ等活動補助金実績報告書(様式第7号)に関係書類を添えて町長に報告しなければならない。

- (1) 活動報告書
- (2) 収支決算書
- (3) 会計書類(領収証、通帳、帳簿等のいずれか)

(補助金の額の確定)

第15条 町長は、前条による報告を受けた場合において、当該報告書の書類の審査等により、その内容等が適正と認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、老人クラブ及び連合会にかつらぎ町老人クラブ等活動補助金額確定通知書(様式第8号)により通知するものとする。

(補助金の交付)

第16条 前条の規定による通知を受けた老人クラブ及び連合会は、かつらぎ町老人クラブ等活動補助金交付請求書(様式第9号)を町長に提出しなければならない。

- 2 町長は、補助金の交付の目的を達成するため必要があると認めるときは、概算払い又は前金払いにより補助金を交付することができる。
- 3 事業実績確定のため、必要な場合は補助金交付を翌年度交付とすることができる。

(補助金の交付の取消し及び返還)

第17条 町長は、当該補助の交付を受けた補助事業者等が、次の各号のいずれかに該当するときは、当該補助金の全部若しくは一部の交付を取り消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部の返還を命ずることができる。

- (1) 規則及びこの告示の規定に違反したとき。
- (2) 偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。
- (3) 補助金をその目的以外に使用したとき。

(老人クラブの休会等)

第18条 老人クラブ又は連合会の活動において、次のいずれかに該当する場合は、町長に届け出なければならない。

- (1) 休会するとき。
- (2) 解散するとき。
- (3) 活動を再開するとき。
- (4) 会長を変更するとき。

(その他)

第20条 その他必要な事項については、その都度町長が定めるものとする。

附 則

この告示は、交付の日から施行する。

別表（第7条関係）

補助対象となるもの	補助対象とならないもの
報償費（講師謝金）、消耗品・材料費、印刷費、通信運搬費、備品購入費、使用料及び賃借料 食糧費（1回1人につき500円を上限とする。）	人件費、宿泊費、他団体への補助金、関係機関への負担金、交際費、慶弔費、親睦会費、個人で負担することがふさわしいと認められる経費（入場料等）、その他不相当と認められる経費（酒類、たばこ、金券等）

かつらぎ町介護予防サロン事業補助金交付要綱（案）

（趣旨）

第1条 この告示は、かつらぎ町補助金等交付規則（平成9年かつらぎ町規則第19号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、町が交付するかつらぎ町介護予防サロン事業補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し、必要な事項を定めるものとする。

（補助金の交付目的）

第2条 この補助金は、地域で自主的な活動を行う団体（以下「団体」という。）に補助を行うことにより、地域における高齢者の自主的なふれあい活動や健康づくり等の取組を奨励し、もって地域交流及び介護予防を促進することを目的とする。

（補助対象事業）

第3条 この補助金の交付対象事業は、次に定めるとおりとする。

- (1) 開催回数は、月1回以上とし6月以上実施すること。
- (2) 開催時間は1回につき、1時間以上とすること。
- (3) 1回の開催について、原則5名以上参加すること。
- (4) 事業内容は次に掲げるいずれかの内容とすること。ただし、イからオに掲げるいずれかの事業は原則として1年に1回以上行うこと
 - ア 趣味活動、多世代交流など高齢者の社会参加を促進する事業
 - イ 運動機能向上に資すると認められる事業
 - ウ 栄養状態の改善に資すると認められる事業
 - エ 口腔機能の向上に資すると認められる事業
 - オ 認知症又はうつ等の予防に資すると認められる事業
 - カ その他介護予防に資すると町が認める事業

（交付対象団体）

第4条 この補助金の交付対象団体（以下「補助団体」という。）は、高齢者等の介護予防を推進するために、地域において効果的かつ継続的な取組を行う町内の住民組織、ボランティアグループとする。

（補助対象経費）

第5条 この補助金の交付対象経費は、消耗品費、印刷製本費、通信運搬費、備品購入費、材料費、飲食費（1回1人につき500円を上限とする。）、会場使用料等のほか、サロン開催に必要な経費とする。ただし、酒類、たばこ及び商品券等の金券類は補助の対象外とする。

（補助金の額）

第6条 サロン事業に対する補助金の基準額は、開催1回あたり2,000円に年間開催回数に乗じた額と、300円に年間の延べ参加人数に乗じた額の合計額とする。ただし、200,000円を上限とする。

2 補助金額は、年間の補助対象経費の実支出額又は補助基準額のいずれか少ない額とする。

3 交付すべき補助金の額に千円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てるものとする。

(補助金の交付の条件)

第7条 この補助金は、次の各号に掲げる事項を条件として交付するものとする。

(1) 補助対象事業の内容又は補助対象経費の配分の変更（目的・内容を一にする補助対象経費間における補助対象経費合計額の3割を超えない軽微な増減を除く。）をする場合においては、町長の承認を受けること。

(2) 補助対象事業を行うために締結する契約で、金額が300,000円を超える場合は、見積競争の方法により行うこと。

(3) 補助対象事業を中止し、又は廃止する場合においては、町長の承認を受けること。

(4) 補助対象事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助対象事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに町長に報告してその指示を受けること。

(5) 補助対象事業の完了により当該補助対象団体に相当の収益が生ずると認められる場合においては、その交付した補助金の全部又は一部に相当する金額を町に納付すること。

(6) この補助金により取得した資材・機材等を事業の完了により処分した場合において相当の収入があったときは、その収入の全部又は一部を町に納付すること。

(7) この補助金により取得し、又は効用の増加した財産を町長の承認を受けて処分した場合において相当の収入があったときは、その収入の全部又は一部を町に納付すること。

(8) この補助金により取得し、又は効用の増加した財産若しくは資材・機材等は、事業の完了後も善良なる管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図ること。

(9) 補助対象事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該帳簿及び証拠書類を5年間保管しておくこと。

(10) 補助対象事業に係る経理は、他の経理と明確に区分できるようにすること。

(補助金の交付の申請)

第8条 補助金の交付を受けようとする団体は、かつらぎ町介護予防サロン事業補助金交付申請書(様式第1号。以下「申請書」という。)に關係書類を添付して、町長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書
- (2) 収支予算書
- (3) その他町長が必要と認める書類

(変更の承認申請)

第9条 第7条第1号又は第3号の規定により町長の承認を受けようとする場合には、かつらぎ町介護予防サロン事業計画変更・中止・廃止承認申請書(様式第2号)に添付書類を添えて町長に提出しなければならない。

(補助金の交付の決定)

第10条 町長は、申請書を受理したときは、当該申請に係る書類等の審査を行い、その内容が適正であり、補助金を交付すべきものと認めたときは速やかに補助金の交付を決定するものとする。

- 2 町長は、前項の場合において、適正な交付を行うため必要があるときは、補助金の交付の申請に係る事項につき修正を加えて補助金の交付の決定をすることができる。

(決定の通知)

第11条 町長は、補助金の交付を決定したときは、速やかにその決定の内容及びこれに条件を付した場合にはその条件をかつらぎ町介護予防サロン事業補助金(交付・不交付)決定通知書(様式第3号)に記載し、補助金の交付の申請をした補助団体に通知するものとする。

(実績報告の提出)

第12条 補助団体は、規則第13条の規定により、補助事業等の成果を記載したかつらぎ町介護予防サロン事業実績報告書(様式第4号。以下「報告書」という。)に別に定める書類を添えて、町長に報告しなければならない。

(補助金の額の確定)

第13条 町長は、前条による報告を受けた場合においては、当該報告書等の書類の審査等により、その内容等が適正と認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、かつらぎ町介護予防サロン事業補助金額確定通知書(様式第5号)により、補助団体に通知するものとする。

(補助金の交付)

第14条 前条の規定による通知を受けた補助団体は、規則第16条の規定により、かつらぎ町介護予防サロン事業補助金交付請求書(様式第6号)を町長

に提出しなければならない。

- 2 町長は、補助金の交付の目的を達成するため必要があると認めるときは、概算払又は前金払により補助金を交付することができる。

(補助金の交付の取消し)

第15条 町長は、当該補助の交付を受けた補助団体が、次の各号のいずれかに該当するときは、当該補助金の全部若しくは一部の交付の取消しを命ずることができる。

- (1) 規則及びこの告示の規定に違反したとき。
- (2) 偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。

(補助金の返還)

第16条 町長は、当該補助の交付を受けた補助団体が、次の各号のいずれかに該当するときは、既に交付した補助金の全部若しくは一部の返還を命ずることができる。

- (1) サロン事業の実支出額が補助金の確定額より下回るとき。
- (2) 営利事業を行い収益が発生したとき。

(講師派遣依頼)

第17条 町長は、団体から講師派遣依頼を受けた場合、1団体につき年間40,000円を限度とし、講師を派遣することができる。

- 2 団体は前項の派遣を受けようとするときは、かつらぎ町介護予防サロン事業講師派遣依頼書(様式第7号。以下「派遣依頼書」という。)を町長に提出しなければならない。

- 3 町長は、派遣依頼書を受理したときは、これを審査し、講師派遣の可否を決定し、補助団体に対しかつらぎ町介護予防サロン講師派遣決定通知書(様式第8号)により通知するものとする。

(その他)

第18条 この告示に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、町長が別に定める。

令和4年度老人クラブ年齢別会員数

年齢	人数
106	1
101	1
100	1
99	2
98	3
98	1
97	1
97	4
96	11
95	10
94	12
93	15
92	17
91	35
90	23
89	33
88	28
87	35
86	36
85	41
84	31
83	33
82	43
81	64
80	46
79	47
78	43
77	31
76	36
75	32
74	42
73	41
72	21
71	27
70	18
69	15
68	6

67	11
66	7
65	5
64	1
63	1
62	1
50歳代	4
	916

事業シート（概要説明書）

予算事業名		起業支援事業補助金						事業開始年度		平成27年度					
上位施策事業名								担当局・部名		産業観光課					
根拠法令等		かつらぎ町起業支援事業補助金交付要綱						担当課・係名		商工観光係					
事務区分		■自治事務 □法定受託事務						作成責任者		井上					
実施の背景		事業開始当時、国施策として「地方創生」が強く打ち出され、地方創生交付金（先行型）が創設されたことから、同交付金を財源として、それまで手薄だった商工部門の施策強化が図られた。													
目 的 （何のために）		町内で起業する者を支援することで、町内産業の振興、町内の雇用創出、定住を促進する													
事業概要	対 象 （誰・何を対象に）	町内で起業・創業を予定している個人・法人で20歳以上50歳未満の町民の方（町外の方は実績報告までに住民となる必要がある）								対象者数（全住民に対する割合）					
										2		者（		0.01 %）	
	実施方法	■直営													
		□業務委託 又は □指定管理 （委託先又は指定管理者：													

事業シート（概要説明書）

予算事業名		起業支援事業補助金				事業開始年度		平成27年度	
事業実績	活動実績	【活動指標名】（実績値/目標値）			単位	2021 年度	2020 年度	2019 年度	
		申請受付			件	6/6	5/5	3/3	
		審査会準備、実施			回	1/1	1/1	2/2	
		審査会結果通知			通	5/5	5/5	3/3	
		実績報告受付、内容確認、補助金交付、確定通知の送付			通	2/2	3/3	2/2	
	単位当たりコスト	総事業費	／	交付決定数	千円	5,898	4,802	5,423	
事業成果	成果目標 （指標設定理由等）	・ 起業数（当該年度までに支援した事業者の累計数） ・ 雇用の場の創出（前年度までに支援した事業者で創出された新規雇用数） ・ 定住の促進（町外からの移住者数）							
	成果 （目標達成状況）	【成果指標名】（実績値/目標値）			単位	2021 年度	2020 年度	2019 年度	
		起業数			件	16/16	14/14	11/11	
		雇用の場の創出（当該年度/前年度）			人	113/111	111/77	77/36	
			定住の促進（単年度/累計）			人	3/22	0/19	5/19
事業の自己評価 （今後の事業の方向性、課題等）		平成２７年度に補助事業として制度化され、令和３年度までで１６件の事業者に支援を行い、廃業している事業者はありません。 近隣や和歌山県内の市町村における創業や起業を対象とした支援制度の補助割合や補助限度額を比べてみると、当町の補助内容は手厚い内容となっており、年間を通じて起業の相談をいただくことが多いことから、支援事業が呼び水となってかつらぎ町に関心を持っていただいていると感じています。 一方で、ニッチな分野で先行事業者がいる場合、起業支援にて補助を行うことで既存事業者の経営に影響を及ぼさないか、という懸念を持っています。 令和３年度の制度見直しの際には、活用事例がなかったり少ないものは廃止をする一方で、まちづくりの観点から「空き家の活用による加算」を新設しました。							
比較参考値 （他自治体での類似事業の例など）		橋本市：橋本創業促進事業補助金（随時受付、補助割合は３分の２ 最大５０万円） 九度山町：九度山町企業創業支援事業補助金（申請期限は１１月３０日、補助割合は２分の１ 最大５０万円） 有田市：有田市創業支援補助金（先着順、補助割合は４分の３ 最大５０万円） 広川町：広川町起業支援事業補助金（補助割合は２分の１ 最大５００万円） 海南市：海南市創業事業補助金（申請期限は１２月２８日 補助割合は２分の１ 最大１００万円） わかやま産業振興財団：地域課題解決型起業支援補助金（申請期限は５月中旬 補助割合は２分の１ 最大２００万円）							
特記事項		平成２６年度に創設された「地方創生交付金（先行型）」を財源として、平成２７年度より制度化され、事業が開始されました。 補助制度は、概ね３年ごとに見直しをしており、その経過については別途資料を参照ください。 令和３年度の審査は、大学教授、金融機関職員、会計士、商工会、職員の５名で行っています。							

○かつらぎ町起業支援事業補助金交付要綱

令和3年3月31日

告示第51号

かつらぎ町起業支援事業補助金交付要綱(平成31年かつらぎ町告示第72号)の全部を改正する。

(趣旨)

第1条 町長は、町内産業の振興、雇用の促進及び定住促進に寄与するため、発展性をもって起業し、地域活性化に貢献する起業者に対して予算の範囲内で補助金を交付するものとし、その交付に関しては、かつらぎ町補助金等交付規則(平成9年かつらぎ町規則第19号。以下「規則」という。)及びこの告示の定めるところによる。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 起業 次のいずれかに該当する場合をいう。

ア 事業を営んでいない個人が所得税法(昭和40年法律第33号)第229条に規定する開業の届出により、新たに事業を開始する場合

イ 事業を営んでいない個人が新たに会社を設立し、事業を開始する場合

(2) 空き家等 本町内に所在する建築物で、概ね1年以上使用されていない状態又はこれに類する状態にある物件をいう。

(補助金交付対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者(以下「補助対象者」という。)は、本町において補助事業年度内に起業を予定している個人又は法人であって、次に掲げる要件のいずれにも該当するものとする。

(1) 補助事業の完了日までに住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)に基づき本町の住民基本台帳に記録されている者又は主たる事務所を町内に有し、法人登記をしている者

(2) 個人にあつては、補助事業開始年度の4月1日における年齢が20歳以上50歳未満の者

(3) 町税等の滞納がない者

(4) 許認可等を必要とする業種の起業にあつては、当該許認可等を取得する見込みのある者

(5) 中小企業信用保険法施行令(昭和25年政令第350号)第1条に規定する業種(農業、林業、漁業、金融・保険業以外の業種)のうち、町長が補助対象事業として適当と認める業種

を営もうとする者。ただし、農業と連携した加工・流通・小売業等については対象とする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる者は、交付対象としない。

- (1) 政治的又は宗教的な事業を行う者
- (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団(以下「暴力団」という。)又は同条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)
- (3) 暴力団員が役員となっている団体
- (4) 暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者
- (5) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)に基づく届出を要する事業を営む者であるとき。
- (6) その他町長が適切でないと判断する事業を実施しようとするとき。

3 第1項に定めるもののほか、町長が特に認めた者は、補助対象者とすることができる。

(補助対象事業)

第4条 補助金の交付の対象となる事業(以下「補助事業」という。)は、起業のために補助対象者が行う事業とし、次に掲げる要件のいずれにも該当するものとする。

- (1) フランチャイズ契約若しくはチェーンストア又はこれらに類する契約に基づく事業ではないこと。
- (2) 会社法(平成17年法律第86号)第2条第3号に該当する子会社でないこと。

(補助対象経費)

第5条 補助金交付の対象となる経費(以下「補助対象経費」という。)は、補助対象者が補助事業を行うために必要な経費で、別表に定める経費とする。ただし、当該経費のうち国、県その他の機関等から補助金、負担金、その他これに類する金銭又は物件(以下「補助金等」という。)をもって取得し、又は整備したものについては、当該経費から補助金等の金額に相当する金額を除くものとする。

2 補助対象経費は、補助の決定のあった日から当該年度の3月31日までに支払った経費(ただし、補助の決定を受けるまでに発注したもの及び締結した契約に基づく経費は除く。)とする。

(補助金の額)

第6条 補助金の額は、当該年度の予算に定める額の範囲内とし、1件当たりの補助率及び補助金額等は、次の各号に定める額とする。また、同一事業者に対する補助金の交付は1

回限りとする。

- (1) 基礎分 対象経費の4分の3に相当する額とし、500万円を限度とする。
- (2) 加算分 町内にある空き家等を活用して事業を開始した場合は、基礎分の金額の10パーセントを加算する。

2 前項第1号及び第2号の額に1,000円未満の端数が生じたときは、それぞれ切り捨てるものとする。

(補助金の交付の申請)

第7条 補助金の交付申請をする者は、かつらぎ町起業支援事業補助金交付申請書(様式第1号)に次の各号に掲げる関係書類を添えて町長が定める期限までに提出しなければならない。

- (1) 起業計画書(様式第2号)
- (2) 見積書の写し
- (3) 暴力団等に該当しない旨の誓約書(様式第3号)
- (4) 住民基本台帳法に基づく住民基本台帳の住民票の写し(以下「住民票の写し」という。)
又は履歴事項全部証明書

- (5) 第3条第1項第3号に規定する者であることを示す証明書
- (6) 他の補助を受けている場合は、その補助を受けていることがわかる書類の写し
- (7) その他町長が必要と認める書類

2 前項の規定にかかわらず、同項第4号から第7号までに規定する書類は、同項の規定による交付申請時点で起業していない者にあつては、第11条の規定による実績報告時に提出することでこれに代えることができる。

(交付の決定)

第8条 町長は、前条の規定による申請があつたときは、補助対象者及び補助事業としての要件を整えていると認めるものについて、第17条に定めるかつらぎ町起業支援事業審査委員会(以下「審査委員会」という。)の意見を聴いて、交付の適否を決定し、かつらぎ町起業支援事業補助金(追加)交付(不交付)決定通知書(様式第4号)により、速やかに結果を申請者に通知するものとする。

(交付の条件)

第9条 この補助金は、次の各号に掲げる事項を条件として交付するものとする。

- (1) 補助事業の内容又は補助対象経費の配分の変更(補助事業の達成に支障を来すことなく、かつ補助事業の効率の低下をもたらさない事業計画の細部の変更を除く。)をす

る場合においては、町長の承認を受けること。

- (2) 補助事業を中止し、又は廃止する場合においては、町長の承認を受けること。
- (3) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかにその内容を証する書類を町長に提出してその指示を受けること。
- (4) 補助対象者は、補助事業年度及び補助事業完了後5年を経過する前に補助事業により取得し、又は効能の増加した財産若しくは資材・機材等(以下「設備等」という。)を処分するときは、あらかじめ町長の承認を受けなければならない。
- (5) 前号の承認を受けて設備等を処分した場合において相当の収入があったときは、その収入の全部又は一部を町に納付すること。
- (6) 補助対象者は、事業の完了後も善良なる管理者の注意をもって設備等を適正に管理するとともに、補助金交付の目的に従って効率的な運用を図ること。
- (7) 補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該帳簿及び証拠書類を5年間保管しておくこと。
- (8) 補助事業に係る経理は、他の経理と明確に区分できるようにすること。

(補助事業の変更等)

第10条 第8条の規定により補助金の交付決定を受けた者(以下「交付決定者」という。)が、前条第1号又は第2号の規定により町長の承認を受けようとする場合は、かつらぎ町起業支援事業補助金(変更・中止・廃止)承認申請書(様式第5号)に関係書類を添えて町長に提出しなければならない。

(実績報告)

第11条 かつらぎ町起業支援事業補助金実績報告書(様式第6号)に添付する書類は、次に掲げるものとし、事業完了若しくは廃止の承認を受けた日から起算して30日を経過した日又は補助金の交付決定のあった日の属する年度の3月31日のいずれか早い期日までに、実績報告書を町長に提出しなければならない。

- (1) 事業報告書
- (2) 収支決算書
- (3) 補助金支出表
- (4) 事業に係る経費の支払を証明する書類(領収書等)の写し
- (5) かつらぎ町内で起業又は法人を設立したことが確認できる下記いずれかの書類

ア 税務署受付印のある所得税法(昭和40年法律第33号)第229条に規定する個人事業の開業届出書控えの写し

イ 法人税法(昭和40年法律第34号)第148条に規定する法人設立届出書控えの写し

(6) その他町長が必要と認めた書類

(額の確定)

第12条 規則第14条に規定する交付すべき補助金の額の確定の通知は、かつらぎ町起業支援事業補助金額確定通知書(様式第7号)によるものとする。

(交付の請求)

第13条 前条の規定による通知を受けた交付決定者は、補助金の交付を受けようとするときは、かつらぎ町起業支援事業補助金交付請求書(様式第8号)を町長に提出しなければならない。

(補助金の交付)

第14条 町長は、前条の規定による請求があったときは、交付決定者に補助金を交付するものとする。

(事業状況報告)

第15条 前条の規定による交付を受けた者は、補助事業の完了した日の属する自らの事業年度終了の日から5年間に於いて、かつらぎ町起業支援事業補助金に係る事業状況報告書(様式第9号)を毎年3月31日までに提出しなければならない。

(補助金の返還)

第16条 補助事業年度及び補助事業完了後5年を経過する前に、次の各号のいずれかに該当したときは、補助金を全額返還しなければならない。

- (1) 第7条に規定する書類に虚偽の記載があったとき。
- (2) 第9条第4号に規定する承認を受けず財産を処分したとき。
- (3) 起業した事業を6か月以上の休業又は廃業したとき。
- (4) 事業所を町外へ移転するとき。
- (5) その他町長が事業の運営及び経理について、不相当と認めたとき。

2 前項に規定する交付決定者が個人の場合に於いて、次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、返還の期間を延長し、又は返還の命令の全部若しくは一部を免除することができるものとする。

- (1) 死亡したとき。
- (2) 重度心身障害と認められるに至ったとき。
- (3) 心身の故障により長期の休養を要するに至ったとき。
- (4) その他特別の事由により償還が困難と認められるとき。

(審査委員会の設置)

第17条 第7条の規定による申請があったときは、補助金の交付事業として相応しいか否かを審査するため、審査委員会を設置する。

(審査委員会の委員)

第18条 前条に規定する審査委員会の定数は5人以内とし、委員は、次に掲げる者のうちから、町長が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 優れた識見を有する者
- (3) 町職員
- (4) 前3号に掲げる者のほか、町長が必要と認める者

2 委員の任期は、委嘱した日から同日の属する年度の末日までとする。

3 委員に欠員が生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 審査委員会は、必要があると認めるときは、専門的知識を有する者の意見を求め、又は関係者に対し、資料の提出、説明その他必要な協力を求めることができる。

(審査委員会の会長)

第19条 審査委員会に会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、審査委員会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(報酬及び費用弁償)

第20条 委員は、報酬及びその職務を行うために要する費用弁償を受けることができる。

2 前項の報酬及び費用弁償の額並びに支給方法等については、かつらぎ町の特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例(昭和37年かつらぎ町条例第9号)の規定を準用し、そのうち報酬の額については、同条例別表第2に掲げる審議会、協議会等附属機関の委員の報償額の相当額とする。

(審査委員会の会議)

第21条 審査委員会の会議は、会長が必要と認めたときに招集する。

2 審査委員会は、半数以上の委員が出席しなければ会議を開くことができない。

(所管事務)

第22条 この告示に基づく補助金の公募及び審査委員会に関する事務は、産業観光課において処理する。

(補則)

第23条 この告示に定めるもののほか必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、令和3年4月1日から施行する。

(有効期限)

2 この告示は、令和6年3月31日限りその効力を失う。ただし、同日以前に交付決定を受けた補助事業については、この告示は、同日後も、なおその効力を有する。

別表(第5条関係)

区分	内容
設備費	設備の購入、借用又は修繕に要する経費
機械装置費	機械装置の購入、借用又は修繕に要する経費
工具器具費	工具器具の購入、借用又は修繕に要する経費
建物費	建物の借用又は修繕に要する経費
原材料費	原材料の購入に要する経費
外注加工費	外注加工に要する経費
委託費	試験検査委託費
人件費	人件費(人件費を除く補助対象経費の20%以内)
専門家謝金	専門家指導の受入に要する経費
旅費交通費	旅費交通費
事務庁費	会議費 会場借上料 資料費 印刷費 原稿料 集計費 通信運搬費 光熱水費 消耗品費 雑役務費
広告宣伝費	広告宣伝に要する経費
その他の経費	その他町長が必要と認める経費

備考

次に掲げる経費は対象としない。

- ・事業目的以外に使用する土地、建物、機械器具、自動車等の車両の賃借料及び購入費
- ・事業に係る土地の購入費
- ・建物の建築に係る費用及び購入費、大規模な修繕に要する経費
- ・法人役員及び事業主(生計を一にする家族を含む。)の人件費
- ・雇用主が負担する法定福利費(社会保険料、労働保険料など)

- ・ 保証金、敷金、保険料、公租公課
- ・ 飲食費、奢侈、遊興、娯楽に要する費用
- ・ 他の事業と明確な区分が困難な経費
- ・ その他、公的資金の使途として社会通念上、不適切と町長が判断する経費

様式第 1 号(第 7 条関係)

年 月 日

かつらぎ町長 様

住所

氏名

㊟

かつらぎ町起業支援事業補助金交付申請書

年度において、かつらぎ町起業支援事業補助金 円を交付されたく、かつらぎ町起業支援補助金等交付要綱第 7 条の規定により、下記のとおり関係書類を添えて申請します。

記

関係書類

- 1 起業計画書（様式第 2 号）
- 2 見積書の写し
- 3 暴力団等に該当しない旨の誓約書（様式第 3 号）
- 4 住民票の写し又は履歴事項全部証明書
- 5 町税等の滞納がない証明書
- 6 他の補助を受けている場合は、その補助を受けていることがわかる書類の写し
- 7 その他町長が必要と認める書類

様式第2号（第7条関係）

起 業 計 画 書

1 申請者の概要

氏 名		生年月日 及び年齢	年 月 日 満 歳
現 住 所 (申請にかかる 連絡先)	〒 ー TEL FAX		
移住後の住所	かつらぎ町大字		
職 歴	年 月		
	年 月		
	年 月		
今までに取得した技術・技能などアピールしたこと			
資格等			

注1 「移住後の住所」は、現在町外に居住している場合のみ記入すること。

注2 住民票を添付すること。

2 起業の概要

事業名	
(1) 起業の概要	
(2) 活用する地域資源及びその活用方法	
(3) 地域への波及効果	
(4) 事業実施上の問題点・リスクとその解決方法	
(5) 起業準備の着手状況と今後の予定	
※10年以上定住する意志（いずれかに○）【 ある : ない 】	

注1 「事業名」には、事業の概要がわかる計画名を記載すること。

注2 「(1)起業の概要」には、事業全体の内容について、事業の目的、事業の目標、事業の内容、製品やサービスの内容、販売ルートの確保、事業の独創性、事業化の基礎となる知識や技術等について記載すること。

注3 「(3)地域への波及効果」には、(2)の地域資源を活用することによるメリット等について特に記載すること。

注4 「(5)起業準備の着手状況と今後の予定」には、起業に向けた現在の準備状況と今後必要な作業の内容を具体的に記入し、今後必要な作業については当該作業の実施予定時期を記入すること。

3 起業の計画

開業予定日	
開業予定場所 及びそこを拠点とした理由	予定場所（所在地） 拠点とした理由
開業予定場所の確保状況	(取得済み・売買契約予定・賃貸借契約予定など)
事業所の名称	
従業員数(予定)	
資本金（円）	

注1 「開業」とは、取引や売買など実際に業務を開始することをいう。

注2 「資本金」は、法人設立予定の場合のみ記入すること。

4 資金計画

(1) 当初運転資金計画

名 称	金 額 (円)			積 算 内 訳
	年度	年度	年度	
商品・原材料等の仕入れ資金				
人件費等				
その他の資金				
計	(A)			

(2) 設備等投資計画

導入する設備等	取得等に要する費用 (円)			備 考 (取得等の方法等)
	年度	年度	年度	
計	(B)			

注 「導入する設備等」の欄は、補助対象設備のほか設備投資するものすべてについて記入すること。

(3) 資金調達 (起業時に必要な資金 ((A)+(B)の調達先)

資金調達先	金 額 (円)			調 達 先	備考
	年度	年度	年度		
自己資金					
借入金					
補助金				かつらぎ町起業支援事業補助金	
その他					
合 計					

(4) 加算措置

空き家等の活用の有無 (いずれかに○)	ある : ない
---------------------	---------

注 加算措置の適用を希望する場合は、必要書類を添付すること。(現況写真や位置図等)

5 収支計画（起業後の収支）

		年度	年度	年度
①売上高				
	原材料費			
②原価（変動費）				
③粗利益（①－②）				
	人件費			
	家賃			
	光熱水費			
	通信費			
	宣伝広告費			
	減価償却費			
④経費（固定費）				
⑤営業利益（③－④）				

注 必要に応じて項目を追加・修正すること。

注 原価として処理がそぐわない場合でも、売上の増減により変動する経費は、②にまとめて記載すること。

*固定費：売上に関係なくかかる経費で、仮に売上が0でも支払いが発生する費用

*変動費：売上の増減により変動する経費

6 その他（特にアピールしておきたいこと）

起業に向けてのあなたの熱意や、起業までの目途、地域経済への波及効果など特筆すべきことをご記入ください。

様式第3号（第7条関係）

年 月 日

かつらぎ町長 様

住所

氏名

印

暴力団等に該当しない旨の誓約書

私は、かつらぎ町起業支援事業補助金の交付申請をするにあたり、下記1に該当しないことを誓約します。

また、かつらぎ町において必要と判断した場合に、下記2に記載する当方の個人情報警察に提供することについて同意します。

記

- 1 私及び法人の役員等は次のいずれかに該当する者ではありません。
 - (1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）又は同条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）
 - (2) 暴力団員が役員となっている団体
 - (3) 暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者

2 役員等名簿

事業者名又は商号			
役職名	氏名	住所	生年月日

様式第4号（第8条関係）

か—指令第 号
年 月 日

申請者 住所

氏名 様

かつらぎ町長 ㊟

かつらぎ町起業支援事業補助金(追加)交付（不交付）決定通知書

年 月 日付けで申請のあった 年度かつらぎ町起業支援事業補助金について、かつらぎ町起業支援事業補助金交付要綱第8条の規定により、下記のとおり(追加)交付（交付しないことに）決定したので通知します。

記

- 1 補助金額 金 円
- 2 この補助金の対象となる事業、その内容及びこれに要する経費の配分は、交付申請書記載のとおりとする。
- 3 補助金交付の条件
 - (1) 次のいずれかに該当する場合には、速やかに町長の承認を受けること。
 - ア 補助事業に要する経費の配分の変更をする場合
 - イ 補助事業の内容の変更をする場合
 - ウ 補助事業を中止し、又は廃止する場合
 - (2) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合は又は補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかに町長に報告してその指示を受けること。

(不交付の場合は不交付の理由)

様式第5号（第10条関係）

年 月 日

かつらぎ町長 様

住所

氏名

㊞

かつらぎ町起業支援事業補助金（変更・中止・廃止）承認申請書

年 月 日付けか―指令第 号で交付決定のあった 年度
かつらぎ町起業支援事業補助金について、下記のとおり（変更・中止・廃止）したい
ので、かつらぎ町起業支援事業補助金交付要綱第10条の規定により関係書類を添え
て申請します。

記

1 （変更・中止・廃止）理由

2 変更の場合は、事業変更計画書及び収支変更予算書

様式第6号(第11条関係)

年 月 日

かつらぎ町長 様

住所

氏名

㊟

かつらぎ町起業支援事業補助金実績報告書

年 月 日付けか—指令第 号で交付決定のあった 年度かつらぎ町起業支援事業補助金について、かつらぎ町起業支援事業補助金交付要綱第11条の規定により、その実績を下記のとおり関係書類を添えて報告します。

記

関係書類

- 1 事業報告書
- 2 収支決算書
- 3 補助金支出表
- 4 補助事業に係る経費の支払を証明する書類（領収書等）の写し
- 5 かつらぎ町内で起業又は法人を設立したことが確認できる下記いずれかの書類
 - ア 税務署受付印のある所得税法（昭和40年法律第33号）第229条に規定する個人事業の開業届出書控えの写し
 - イ 法人税法（昭和40年法律第34号）第148条に規定する法人設立届出書控えの写し
- 6 交付申請時点で起業していない者については、未提出の下記書類
 - ア 住民票の写し又は履歴事項全部証明書
 - イ 町税等の滞納がない証明書
 - ウ 他の補助を受けている場合は、その補助を受けていることがわかる書類の写し
- 7 その他町長が必要と認めた書類

様式第 7 号（第 1 2 条関係）

か第 号
年 月 日

申請者 住所

氏名 様

かつらぎ町長 ㊟

かつらぎ町起業支援事業補助金額確定通知書

年 月 日付で実績報告のあった 年度かつらぎ町起業支援事業補助金について、かつらぎ町起業支援事業補助金交付要綱第 1 2 条の規定により、下記のとおり額を確定したので通知します。

記

補助金額 金 円

様式第8号（第13条関係）

かつらぎ町起業支援事業補助金交付請求書

金

円也

年 月 日付か第 号で額の確定のあった 年度かつらぎ町起業支援事業補助金を交付されたく、かつらぎ町起業支援事業補助金交付要綱第13条の規定により請求します。

年 月 日

かつらぎ町長 様

住所

氏名

㊞

様式第9号（第15条関係）

年 月 日

かつらぎ町長 様

住所

氏名 ㊟

かつらぎ町起業支援事業補助金に係る事業状況報告書

年 月 日付か—指令第 号で交付決定のあったかつらぎ町起業支援事業補助金に係る補助事業に関し、 年度の事業状況について、かつらぎ町起業支援事業補助金交付要綱第15条の規定により、下記のとおり関係書類を添えて報告します。

記

関係書類

- 1 事業状況調書
- 2 収支決算書
- 3 その他関係書類

様式第1号(第7条関係)

様式第2号(第7条関係)

様式第3号(第7条関係)

様式第4号(第8条関係)

様式第5号(第10条関係)

様式第6号(第11条関係)

様式第7号(第12条関係)

様式第8号(第13条関係)

様式第9号(第15条関係)

かつらぎ町起業支援事業補助金 令和4年度募集の受付をします！

最大 550万円



かつらぎ町内へ定住し、起業しようとする方に、事業に要する経費について補助金を交付します。起業支援を実施することにより、起業者の町内への定住を図り、さらには、雇用の場の創出・確保をすることで、町内就労人口の増加、産業の活性化を目指します。

募集期間：令和4年5月27日（金）まで

最大500万円（補助対象経費の4分の3以内）

※その他、空き家活用加算あり（最大50万円）

応募資格：

- ・ かつらぎ町内で、令和4年度中に起業を予定している方
- ・ かつらぎ町内に住所を有するか、移住し定住しようとする方
- ・ 年齢が20歳以上50歳未満の方
- ・ その他諸条件あり（※詳細はお問合せ下さい）
- ・ 農業、林業、漁業、金融、保険業以外の業種（農業連携した加工・流通・小売業等については対象）

交通網が整備され、ますます便利になりました！

大阪府と和歌山県を結ぶ国道480号が南北に通り、平成29年に鍋谷峠道路が開通しました。開通したことにより、大阪府の和泉市まで約20分で行くことができます。また、京奈和自動車道路も、和歌山市までの供用開始がされ、かつらぎ町から和歌山市内までは約45分で行くことができます。



まずは
ご相談ください。



【お問い合わせ】

和歌山県 かつらぎ町役場

産業観光課 商工観光係

電話：0736-22-0300（内線2103,2212）

sankan-syoutokoukankou@

town.katsuragi.wakayama.jp

かつらぎ町起業支援

検索

●2022.12.3 自分ごと化会議 起業支援事業資料（産業観光課）

申請年度	補助年度	補助額（円）	事業内容	移住者	空家活用	雇用
H27	27-29	5,000,000	飲食	○		○
H27	27	5,000,000	サービス業			
H27	27	5,000,000	製造業	○		
H28	28-30	1,980,000	飲食店	○		
H28	28	4,410,000	小売店		○	○
H28	27-29	4,320,000	サービス業	○		
H28	28	4,290,000	飲食店			○
H29	29	5,000,000	サービス業			○
H29	29	5,000,000	飲食店	○	○	
H31	31	4,650,000	サービス業	○		○
H31	31	5,000,000	飲食店	○	○	○
R2	2	5,000,000	製造業	○	○	
R2	2-3	5,000,000	宿泊施設	○	○	
R2	2	5,000,000	小売業			
R3	3	5,000,000	小売業・情報発信	○	○	
R3	3	5,000,000	製造業	○		
合計		74,650,000				

●2022.12.3 自分ごと化会議 起業支援事業資料（産業観光課）

年度	事業概要・変更点	申請数	採択数	採択額
平成27年度	補助対象者・かつらぎ町内において補助事業年度内に起業を予定している個人又は法人 ・申請日において、20歳以上50歳未満 ・個人は住民登録と町内事業所、法人は町内に主たる事業所を有し登記 ・事業に必要な許認可を取得している者 ・新規の起業及び個人や会社が現在の事業を継続しつつ、新規分野で事業を開始する場合	8	3	15,000,000
平成28年度		8	4	15,000,000
平成29年度	補助対象業種 中小企業信用保険法施行令第1条に定める業種（農業、林業、漁業、融・保険業は対象外） 補助率 対象経費の4分の3（上限500万円）	9	2	10,000,000
平成30年度	変更点 クラウドファンディング制度の追加 クラウドファンディングに関する申請時と報告時の添付書類の整理、など	3	0	0
平成31年度		3	2	9,650,000
令和2年度	変更点 年齢の判定日を「申請日」から「4月1日」に変更 申請時と報告時の添付書類の整理 対象外経費の追加	5	3	15,000,000
令和3年度	変更点 クラウドファンディング制度の廃止 3年補助から単年補助への変更 すでに事業を営んでいる事業者が新事業を開始する場合への補助を廃止 店舗等に空き家を活用した場合の加算制度を創設	6	2	10,000,000

事業シート（概要説明書）

予算事業名	かつらぎ町農林業基盤整備単独事業	事業開始年度	平成 8 年		
上位施策事業名		担当局・部名	建設課		
根拠法令等	かつらぎ町農林業基盤整備単独事業補助要綱	担当課・係名	工務係		
事務区分	■自治事務 □法定受託事務	作成責任者	斉藤		
実施の背景	農林業基盤の整備、災害の防止、農林業生産性及び生活環境の向上等を図るため、かつらぎ町内で受益者が共同又は団体で行う土地基盤整備事業に対して補助を始めました。				
目的 (何のために)	農林業の受益者が本補助金を使用した基盤整備をおこない、農道・林道・水路・ため池などの安全性（災害発生の防止）や作業環境を向上します。				
事業概要	対 象 (誰・何を対象に)	かつらぎ町全体の世帯数 7,155戸 かつらぎ町の農家戸数 968戸 (1世帯当り人口 2.3人)			
		対象者数 (全住民に対する割合) 2227 人 (14 %)			
	実施方法	□直営			
		□業務委託 又は □指定管理 (委託先又は指定管理者:)			
		■補助金【 <u>直接</u> 間接】(補助先: 受益者の代表 実施主体: 受益者他)			
		□貸付 (貸付先:) □その他 ()			
	事業内容 (手段、手法など)	事業内容 (箇条書き)	事業費	活動指標	
		補助条件説明、現状把握(現地確認)	328 千円	説明 2名×1h×14 現地 2名×2h×14	
		事業補助要望書の受理、審査	55 千円	机上 1名×1h×14	
		現地測量や申請者との協議	601 千円	協議 2名×1h×14 測量 3名×3h×14	
設計(数量・図面)・工事費の積算		437 千円	机上 1名×8h×14		
申請者へ補助額等の説明(契約手続)		164 千円	説明 2名×1h×14 契約 1名×1h×14		
完成書類の確認及び現地確認		328 千円	机上 1名×4h×14 現地 2名×1h×14		
関連事業 (同一目的事業等)	・農地・農業用施設災害復旧事業 (被災した農地・農業用施設を原形復旧する国の補助制度) 0 件 ・果樹経営支援対策事業 (園内道整備やモ/ラックの導入をおこなう国の補助制度) 13 件 ・鳥獣害防止総合対策事業 (防護柵設置をおこなう国の補助制度) 51 戸 ・防護柵等設置支援事業補助金 (防護柵設置をおこなう県の補助制度) 17 戸 ※令和3年度実績				
コスト	2022 年度 (予算)	2021 年度 (決算見込み)	2020 年度 (決算)	2019 年度 (決算)	
	事業費合計	8,000 千円	7,874 千円	7,687 千円	8,374 千円
	事業費内訳 (2021年度分)	<補助額> かんがい排水施設 10箇所 6,080,800円 農林業道路 4箇所 1,792,560円			
	担当正職員	0.26 人 1,911 千円	0.26 人 1,911 千円	0.32 人 2,289 千円	0.28 人 2,069 千円
	臨時職員等	人 千円	人 千円	人 千円	人 千円
	人件費合計	0.26 人 1,911 千円	0.26 人 1,911 千円	0.32 人 2,289 千円	0.28 人 2,069 千円
財源 内訳	総事業費	9,911 千円	9,785 千円	9,976 千円	10,443 千円
	国県補助金	千円	千円	千円	千円
	国県補助金の内容				
	地方債	千円	千円	千円	千円
	その他の財源 (使用料、手数料など)	千円	千円	千円	千円
	その他の財源の内容				
一般財源	9,911 千円	9,785 千円	9,976 千円	10,443 千円	
財源合計	9,911 千円	9,785 千円	9,976 千円	10,443 千円	

事業シート（概要説明書）

予算事業名		かつらぎ町農林業基盤整備単独事業			事業開始年度		平成 8 年										
事業実績	活動実績	【活動指標名】（実績値/目標値）		単位	2021 年度	2020 年度	2019 年度										
		補助実績件数		件	14/16	17/16	15/16										
					/	/	/										
					/	/	/										
					/	/	/										
	単位当たりコスト	補助額	/	補助件数	千円	563	453	559									
事業成果	成果目標 （指標設定理由等）	農林業基盤の整備をおこなうことによる生産性の向上だけでなく、農林道・水路・ため池の安全性（災害の発生防止）や作業環境の向上、景観を含めた周辺環境の改善を図ります。															
	成果 （目標達成状況）	【成果指標名】（実績値/目標値）		単位	2021 年度	2020 年度	2019 年度										
		事業補助実績数		件	818/820	804/803	787/788										
					/	/	/										
					/	/	/										
事業の自己評価 （今後の事業の方向性、課題等）		近年、農林業従事者の減少や高齢化、農林業施設の老朽化、集中豪雨等による自然災害の増加などにより、自分たちが使う道や水路を自分たちだけの力で整備していく事に限界が生じてきていることから、本事業の重要性が高まっています。 特にその中でも、集中豪雨などの異常気象によって被災した施設の復旧をする場合、一定の規模を超えた大きな災害は国の補助を使用することによって原形復旧が可能となりますが、小規模な被災など国の補助を使えない場合については、本事業の補助以外では農林業基盤の整備をおこなう方法がありません。 これらのことから、農林業従事者の生産意欲の低下を防ぐためにおいても、今後も本事業の継続は不可欠だと考えています。															
比較参考値 （他自治体での類似事業の例など）		<table border="0"> <tr> <td><市町村名></td> <td><補助対象></td> <td><事業費・補助率></td> </tr> <tr> <td>紀の川市</td> <td>農道(1.2m以上)、かんがい用排水路、ため池 受益者2戸以上</td> <td>5万円以上 200万円以下 工事費の50%以内</td> </tr> <tr> <td>九度山町</td> <td>農道・林道・生活道路(2.0m以上) 下水溝・灌漑排水路 受益者3戸以上</td> <td>10万円以上 100万円以下 材料費及び労務費のみ 50%以内</td> </tr> </table>							<市町村名>	<補助対象>	<事業費・補助率>	紀の川市	農道(1.2m以上)、かんがい用排水路、ため池 受益者2戸以上	5万円以上 200万円以下 工事費の50%以内	九度山町	農道・林道・生活道路(2.0m以上) 下水溝・灌漑排水路 受益者3戸以上	10万円以上 100万円以下 材料費及び労務費のみ 50%以内
<市町村名>	<補助対象>	<事業費・補助率>															
紀の川市	農道(1.2m以上)、かんがい用排水路、ため池 受益者2戸以上	5万円以上 200万円以下 工事費の50%以内															
九度山町	農道・林道・生活道路(2.0m以上) 下水溝・灌漑排水路 受益者3戸以上	10万円以上 100万円以下 材料費及び労務費のみ 50%以内															
特記事項																	

－かつらぎ町農林業基盤整備単独事業補助要綱－

(平成 7 年 1 2 月 1 日 制定)

(平成 9 年 4 月 1 日一部改正)

(平成 1 5 年 9 月 1 日一部改正)

(平成 2 2 年 4 月 1 日一部改正)

(目 的)

第 1 条 農林業基盤の整備、災害の防止、農林業生産性の向上等を図るため、町内で受益者が共同又は団体で行う土地基盤整備事業（以下、「事業」という。）の経費に対し、予算の範囲内で補助金を交付するものとし、その交付に関しては、この要綱の定めるところによる。

(事 業)

第 2 条 この要綱において事業とは、次に掲げるものをいう。

- (1) 受益戸数 2 戸以上の農林業道路で、おおむね幅員 2. 0 m 以上の新設改良工事。
- (2) 受益戸数 2 戸以上のかんがい排水施設の新設改良工事。

(事 業 費)

第 3 条 この要綱において適用する事業は、原則として本町行政区域内において、施工する直接工事費が 5 万円以上 1 5 0 万円以下のものとする。

(補 助 率)

第 4 条 補助金の率は直接工事費の 8 0 % 以内とする。

(適用除外)

第 5 条 補助対象より除外する事業は、次のとおりとする。

- (1) 農林道、農業用用水路で公共性に欠ける（受益戸数 2 戸未満）もの。
- (2) 1 箇所の直接工事費が 5 万円未満で維持工事とみられるもの。（ただし、緊急度の高いものは除く。）
- (3) 他事業で工事中及び計画中のもの。
- (4) 幅員が狭小（概ね 2. 0 m 未満）で通り抜けのできない農道。（ただし、幅員が概ね 2. 0 m で終点において、車廻し可能な農道は除く。）
- (5) 農林業用施設でないもの。

(補助金交付申請の添付書類)

第 6 条 この事業を実施しようとする者は、次に掲げる書類を添えて町長に提出しなければならない。

- (1) 事業補助要望書 (様式－ 1)
- (2) 関係受益者内訳書 (様式－ 2)
- (3) 事業箇所見取図 (様式－ 3)
- (4) 現況写真

《裏面に続く》

(補助金交付通知)

第7条 町長は、事業が適正であると認めた場合は、補助金交付通知により事業の採択について、申請者に通知する。

(工事請負契約締結)

第8条 補助金交付通知を受けた事業代表者は、工事の着手前に工事請負契約を締結するものとする。(様式-5)

(着 手 届)

第9条 工事請負契約に基づき工事に着手したときは、すみやかに工事着手届を提出するものとする。(様式-6)

(実績報告書の添付書類)

第10条 事業完了後遅滞なく次の書類を提出するものとする。

- (1) 工事完了届 (様式-7)
- (2) 写 真 (着手前、工事中、完成)
- (3) 使用した材料(コンクリート等)の納品書の提示

(補助金の返還)

第11条 この要綱の各条項の一に違反して補助金を受給していたことが判明したときは、すみやかに補助金の返還を命ずるものとする。

(委任事項)

第12条 この要綱に定めるもののほか必要な事項が生じた場合は町長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行し、平成21年以前の予算に係る事業は、なお従前の例による。

かつらぎ町農林業基盤整備単独事業(資材補助)について

農道改修工事の事例

<改修前>



<改修後>



直接工事費 1,480,000円

資材補助額 1,184,000円

(資材補助額=直接工事費×80%)

水路改修工事の事例

<改修前>



<改修後>



直接工事費 567,000円

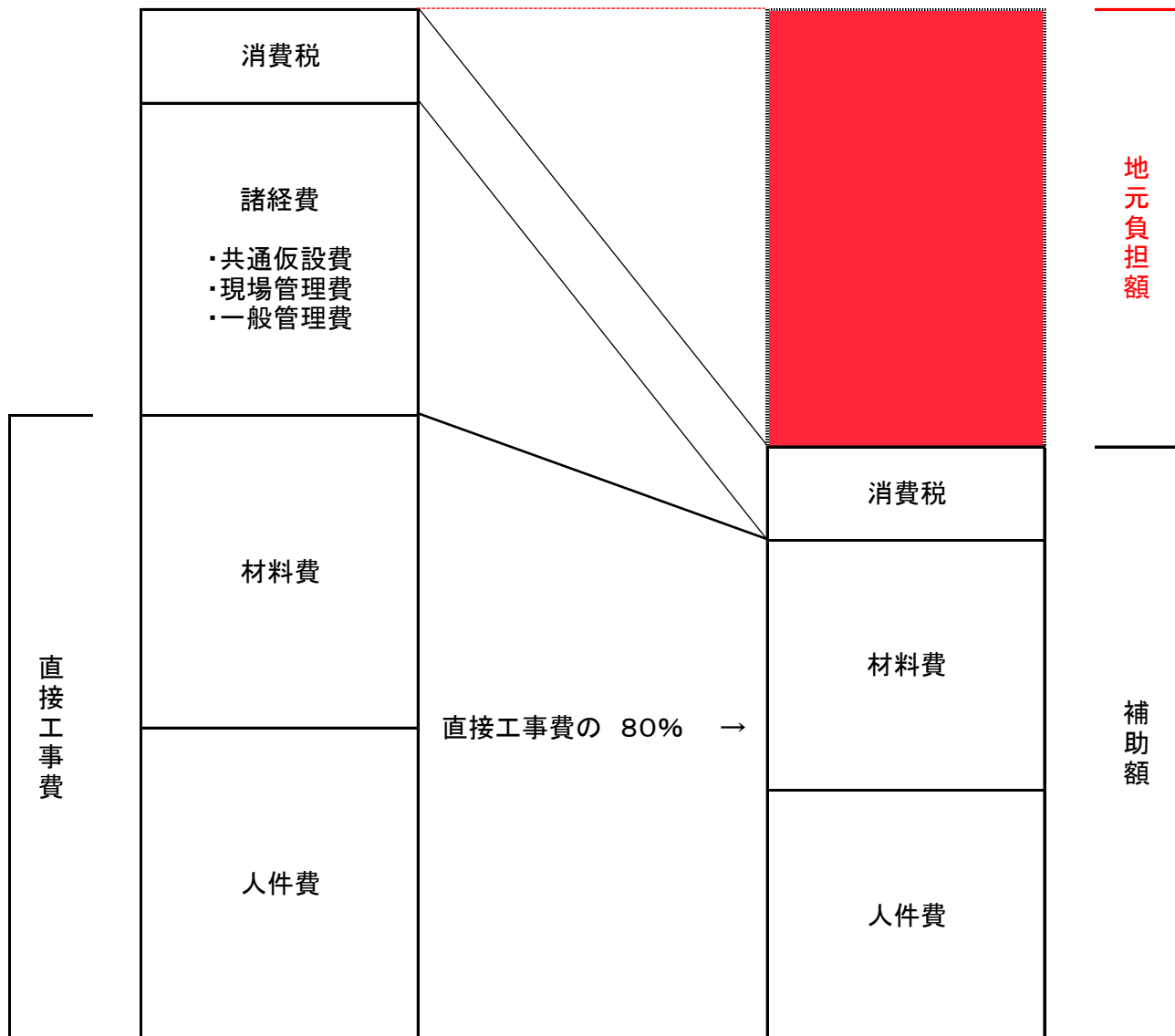
資材補助額 453,000円

(資材補助額=直接工事費×80%)

補助額の説明について

通常(役場が発注する
工事の場合)の内訳

資材補助の内訳



事業シート（概要説明書）

予算事業名	図書館業務		事業開始年度	平成5年度	
上位施策事業名			担当局・部名	生涯学習課	
根拠法令等	図書館法 かつらぎ町立図書館設置及び管理条例 かつらぎ町立図書館設置及び管理条例施行規則		担当課・係名	文化振興係	
事務区分	■自治事務 □法定受託事務		作成責任者	前田	
実施の背景	図書館法の規定に基づき、直営で図書館を設置運営しました。				
目的 (何のために)	誰もが利用しやすい図書館づくりや、蔵書の充実を目指し、町民の多種多様な学習活動を支援するため、サービスを行うことを目的とします。				
事業概要	対 象 (誰・何を対象に)	和歌山県内在住、及び、町内に通勤通学されている方への本の貸出し（閲覧についての対象は制限なし）		対象者数（全住民に対する割合） 15,981 人 (100 %)	
	実施方法	■直営			
		□業務委託 又は □指定管理 （委託先又は指定管理者： ）			
		□補助金〔直接・間接〕（補助先： 実施主体： ）			
		□貸付（貸付先： ） □その他（ ）			
	事業内容 (手段、手法など)	事業内容（箇条書き）	事業費	活動指標	
		図書館窓口業務	5,636 千円	利用者数 貸出冊数 図書の予約・リクエスト 件数 レファレンス件数	
		館内事業 ①「本の福袋」の貸出し ②付録プレゼント企画 ③「絵本カバーバック」プレゼント ④「読書ノート」配布 ⑤特集コーナ設置 ⑥職場体験 ⑦図書館見学	32 千円	貸出冊数	
		館外事業 ①リサイクルフェア ②チャリティーよみきかせ会 ③夜の怖いおはなし会 ④工作教室 ⑤朗読ボランティア講座 ⑥ビブリオバトル ⑦図書館音楽コンサート ⑧人形劇	264 千円	事業参加者数 貸出冊数	
		ブックスタート事業	35 千円	絵本の貸出し冊数	
読書活動推進事業（県委託事業）		370 千円	児童月平均読書量全国平均値までアップ 不読者0とする		
図書館パワーアップ事業（新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金）		4,133 千円	貸出冊数		
関連事業 (同一目的事業等)					

事業シート（概要説明書）

予算事業名		図書館業務						事業開始年度		平成 5 年度				
コスト			2022 年度（予算）		2021 年度（決算）		2020 年度（決算）		2019 年度（決算）					
	事業費合計		10, 470千円		5, 870千円		6, 193千円		5, 937千円					
	事業費内訳 (2021年度分)		図書館協議会委員 7 名分		26, 600円		非常勤公務災害負担金		12, 264円					
			講師謝金		5, 000円		読書活推進事業企画運営委員会報償費		15, 200円					
			委員旅費		840円		費用弁償		5, 376円					
			消耗品費		1, 109, 360円		食糧費		2, 793円					
			印刷製本費		31, 790円		修繕費		3, 200円					
郵送料			11, 850円		公演料		100, 000円							
人件費	担当正職員		1	人	7, 282	千円	1	人	7, 215	千円	1	人	7, 268	千円
	臨時職員等		2. 5	人	4, 517	千円	2. 2	人	4, 034	千円	2. 4	人	4, 289	千円
	人件費合計			人	11, 799	千円		人	11, 316	千円		人	11, 504	千円
	総事業費		22, 269千円		17, 447千円		17, 989千円		17, 335千円					
財源内訳	国県補助金		4, 503千円		248千円				千円				千円	
			国県補助金の内容		読書活動推進事業委託金、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金									
	地方債				千円				千円				千円	
	その他の財源 (使用料、手数料など)		16千円		13千円		4千円				8千円			
			その他の財源の内容		コピー代、会計年度任用職員雇用保険個人負担金									
	一般財源		17, 750千円		17, 186千円		17, 985千円				17, 327千円			
財源合計		22, 269千円		17, 447千円		17, 989千円		17, 989千円				17, 335千円		
事業実績	活動実績		【活動指標名】（実績値/目標値）				単位	2021 年度		2020 年度		2019 年度		
			※詳細は別紙											
	単位当たりコスト		総事業費		／	利用実績		千円	17,447		17,989		17,335	
事業成果	成果目標 (指標設定理由等)		窓口での図書の貸出、参考業務を実施するだけでなく、読書のきっかけづくりになるように、さまざまな館内館外事業を実施し、読書推進活動に取り組みます。											
	成果 (目標達成状況)		【成果指標名】（実績値/目標値）				単位	2021 年度		2020 年度		2019 年度		
			利用者数 (1 日平均)				人	13,116/14,600 (51.0/)		12,736/14,900 (45.8/)		14,400/ (47.8/)		
			貸出冊数 (1 日平均)				冊	58,201/ (226.5/)		53,429/ (192.2/)		55,036/ (182.8/)		
			小学生の月平均読書冊数				冊	5.2/11.5		—		—		

事業シート（概要説明書）

予算事業名	図書館業務	事業開始年度	平成5年度																								
事業の自己評価 (今後の事業の方向性、課題等)	現在、既存の図書館で出来る限りのサービス提供を行っていますが、最寄り駅から遠く交通の便が悪く、図書館スペースが狭く十分な閲覧・自習スペースの確保が困難な状況です。そのため、立地の見直し、利便性の向上を図っていく必要があると考えます。 具体的には、駅の近くに図書館を設置し、コミュニティバスの巡回ルートに入れ、庁舎や文化財・児童館施設などとの複合施設にし、カフェなども併設された地域住民が気軽に立ち寄れる施設にしていく必要があると考えます。 また、図書館は静かなところで、小さな子どもに保護者が読み聞かせをすることすらできない状況から、子どもが活発に活動できるスペースの確保が必要であると思います。 文化財等に関する資料も整理し図書館に配架することで、歴史探索や研究目的で来館した方への情報提供を今まで以上にできる図書館を目指していければと思います。																										
比較参考値 (他自治体での類似事業の例など)	令和元年度資料 <table border="1"> <thead> <tr> <th>[かつらぎ町]</th><th>[上富田町]</th><th>[那智勝浦町]</th><th>[白浜町]</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>・人口 15,705人</td><td>・人口 15,037人</td><td>・人口 14,129人</td><td>・人口 20,266人</td></tr> <tr> <td>・蔵書 71,950冊</td><td>・蔵書 64,938冊</td><td>・蔵書 44,269冊</td><td>・蔵書 56,602冊</td></tr> <tr> <td>・貸出 55,151冊</td><td>・貸出 42,690冊</td><td>・貸出 36,099冊</td><td>・貸出 56,920冊</td></tr> <tr> <td>・予約件数 1,561件</td><td>・予約件数 326件</td><td>・予約件数 220件</td><td>・予約件数 911件</td></tr> <tr> <td>・予算 10,774千円 +専任職員1名分</td><td>・予算 11,473千円</td><td>・予算 21,920千円</td><td>・予算 18,474千円 +専任職員1名分</td></tr> </tbody> </table> ※予算はR2年度分			[かつらぎ町]	[上富田町]	[那智勝浦町]	[白浜町]	・人口 15,705人	・人口 15,037人	・人口 14,129人	・人口 20,266人	・蔵書 71,950冊	・蔵書 64,938冊	・蔵書 44,269冊	・蔵書 56,602冊	・貸出 55,151冊	・貸出 42,690冊	・貸出 36,099冊	・貸出 56,920冊	・予約件数 1,561件	・予約件数 326件	・予約件数 220件	・予約件数 911件	・予算 10,774千円 +専任職員1名分	・予算 11,473千円	・予算 21,920千円	・予算 18,474千円 +専任職員1名分
[かつらぎ町]	[上富田町]	[那智勝浦町]	[白浜町]																								
・人口 15,705人	・人口 15,037人	・人口 14,129人	・人口 20,266人																								
・蔵書 71,950冊	・蔵書 64,938冊	・蔵書 44,269冊	・蔵書 56,602冊																								
・貸出 55,151冊	・貸出 42,690冊	・貸出 36,099冊	・貸出 56,920冊																								
・予約件数 1,561件	・予約件数 326件	・予約件数 220件	・予約件数 911件																								
・予算 10,774千円 +専任職員1名分	・予算 11,473千円	・予算 21,920千円	・予算 18,474千円 +専任職員1名分																								
特記事項	(コロナ感染状況を踏まえ) ・2020/4/25(月)～5/8(金) ・2020/5/9(土)～7/9(木) ・2020/7/10(金)～ 臨時休館(予約本の貸出しのみ可能) 貸出返却予約の受付のみ(館内椅子なし) 貸出返却予約の受付に加え 閲覧室座席は通常の半数程度での利用可能 新聞、最新号の雑誌の閲覧可能 複写、レファレンスサービス利用可能 ・2021/4/25(日)～6/7(月) 2021/6/8(火)～2022/1/19(水) 臨時休館(予約本の貸出しのみ可能) 貸出返却予約の受付に加え 閲覧室座席は通常の半数程度での利用可能 新聞、最新号の雑誌の閲覧可能 複写、レファレンスサービス利用可能 ・2022/1/20(木)～3/7(月) ・2022/3/8(火)～ 臨時休館(予約本の貸出しのみ可能) 貸出返却予約の受付に加え 閲覧室座席は通常の半数程度での利用可能 新聞、最新号の雑誌の閲覧可能 複写、レファレンスサービス利用可能																										

活 動 実 績

【利用状況】

本館	2021年度	2020年度	2019年度
利用者数 (1日平均)	13,116人 (51.0人)	12,736人 (45.8人)	14,400人 (47.8人)
貸出冊数 (1日平均)	58,201冊 (226.5冊)	53,429冊 (192.2冊)	55,036冊 (182.8冊)
予約・リクエスト	3,888件	2,238件	1,561件
レファレンス	287件	293件	427件
登録者数 (内、町内新規登録者数)	8,681人 (139人)	8,513人 (98人)	8,388人 (112人)

分館	2021年度	2020年度	2019年度
利用者数 (1日平均)	64人 (0.25人)	112人 (1.08人)	59人 (0.59人)
貸出冊数 (1日平均)	204冊 (0.79冊)	215冊 (2.07冊)	115冊 (1.15冊)

【館内事業】

事業名	2021年度	2020年度	2019年度
小学校図書館見学	114人	コロナ受入無し	60人
幼稚園図書館見学	コロナ受入無し	コロナ受入無し	2人
地域社会体験研修受入	コロナ受入無し	コロナ受入無し	2人
障害者職場体験受入	コロナ受入無し	コロナ受入無し	1人
中、高校生職場体験受入	コロナ受入無し	コロナ受入無し	6人
こわいおはなし会	館外で実施	コロナ実施不可	79人
小学生への読書ノート配布	終了延べ99人 (小学生705人)	終了延べ88人 (小学生703人)	—
読書週間イベント「絵本カバー バックプレゼント」	配布65 (準備65)	配布69 (準備69)	—
「本の福袋」貸出し	75セット貸出し (福袋75セット)	75セット貸出し (福袋75セット)	75セット貸出し (福袋75セット)
「付録プレゼント企画」実施	コロナで中止	応募537 (付録51)	応募621 (付録50)
館内展示	展示67回	展示72回	展示70回

【館外事業】

事業名	2021年度	2020年度	2019年度
リサイクルフェア	77人	59人	75人
朗読ボランティア講座（全3回）	延22人	—	—
親子で楽しむ あじさい「こわーいお話」スタンプラリー	55人 （募集50人）	コロナ実施不可	館内で実施
工作教室	コロナ実施不可	コロナ実施不可	22人 （募集20人）
よみきかせ講座	コロナ実施不可	コロナ実施不可	18人 （募集30人）
よみきかせ会	コロナ実施不可	コロナ実施不可	25人
絵本シアター	コロナ実施不可	コロナ実施不可	26人 （募集20人）
マネー講座（全2回）	コロナ実施不可	コロナ実施不可	30人 （募集40人）
みんなで語ろう！いのちのおはなし	12人 （募集20人）	—	—
人形劇	70人 （募集100人）	54人 （募集100人）	コロナで中止
ビブリオバトル 小学生・中学生大会	出場19人 （募集22人） 観戦者117人	コロナで中止	出場24人 （募集24人） 観戦者135人
会館・図書館共催事業	コロナ実施不可	コロナ実施不可	128人
ブックスタート事業 （7ヵ月児教室にて）	絵本配布64人 （対象64人）	絵本配布84人 （対象84人）	絵本配布82人 （対象82人）
	絵本貸出15,800冊	絵本貸出12,604冊	絵本貸出13,215冊
読書活動推進事業 （県委託事業）	放送 10回 団体貸出 3回	—	—



開館時間

◆午前9時～午後5時

休館日

- ◆定期休館 毎週月曜日
(祝日となった場合は開館、振替休日は休館)
- ◆年末・年始 12月29日～1月4日
- ◆蔵書点検期間 年10日間
- ◆その他 館内整理日・電気点検等

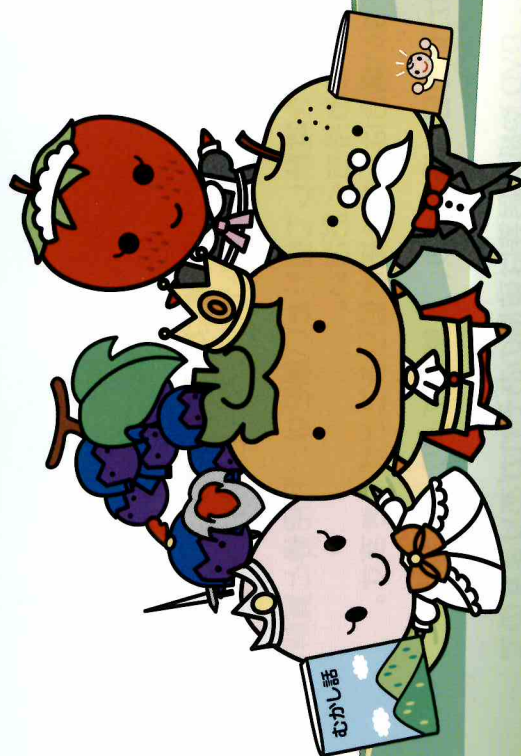
所在地

〒649-7121 和歌山県伊都郡かつらぎ町ノ町 2454
かつらぎ総合文化会館(あじさいホール)2階
 TEL 0736-22-0303 (代) FAX 0736-22-7102 (代)
<http://www.town.katsuragi.wakayama.jp/>

かつらぎ町立図書館



利用案内



はじめて利用 される方へ

- 和歌山県内にお住まいの方、また、かつらぎ町内に通勤・通学されている方は、どなたでも借りられます。

- 「利用券申込書」に必要事項を記入のうえ、身分証明書（健康保険証・運転免許証等）をお持ちになり、カウンターに申し込んでください。その場で利用券を発行します。（有効期限は**5**年間）

- 住所や電話番号が変更した場合は、なるべく早く変更手続きをして下さい。

資料を かりるとき

- 借りたい資料と利用券をカウンターにお持ちください。

10

- 図書はおひとり**4**冊まで2週間借りられます。
- DVDはおひとり1点まで1週間借りられます。

資料を かえすとき

- かえすときは、利用券は必要ありませんので資料のみカウンターにお持ちください。

- 借りている本を継続して借りたい場合は、利用券と資料をカウンターにお持ちください。
- 予約がない場合は、引き続き借りることができます。

- 図書館が休館日の場合のみ、1階のブック・ポストに返してください。

ただし、DVDや紙芝居等は破損のおそれがありますので、かならず図書館が開館中に、カウンターに返してください。

- 借りている資料を紛失したり破損された場合は、その資料と同じ資料、またはそれに相当する代価を弁償いただくことになります。

読みたい本・ 観たいDVDが 見あたらないとき

- 館内の蔵書検索パソコン（OPAC）で、その本やDVDが図書館にあるかどうか調べることができます。

- 読みたい本やDVDが貸出中の場合は、予約できます。戻り次第お知らせします。

- 読みたい本が図書館にない場合は、カウンターまでおたずねください。

複 写 サービス

- 図書館の資料に限り、著作権の許す範囲内で複写（有料）できます。
- カウンターで申し込み手続きを行って下さい。

コピー機による複写【白 黒】1枚 10円

調べものの お手伝いをします （レファレンスサービス）

- 調べもの等がありまして、お気軽にご相談ください。職員がお手伝いします。

図書館の 行事等

- 図書館では、様々なイベント等も行っています。
- 図書館の掲示板や町広報、ホームページ等をごらん下さい。

図書館からの お願い

- 図書館の資料はみんなのものです。大切にしましょう。
- 資料の貸出期間は、必ず守りましょう。
- 飲食物等は、持ち込まないでください。

たくさん本を
読もう

